山陽小野田市公共施設等総合管理計画

（策定　平成２９年３月）
改訂　令和４年５月
改訂　令和６年７月

山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

目次

目次 1
第１章　公共施設等総合管理計画について 4
（1）背景と目的 4
（2）位置付け 5
第２章　現状 7
（1）市の概要 7
（2）人口の推移 7
（3）財政状況の推移 10
（4）有形固定資産減価償却率の推移 14
（5）公共施設 15
ア　公共施設の定義 15
イ　公共施設の分類 17
ウ　公共施設の状況 17
第３章　課題 24
（1）人口減少と少子高齢化 24
（2）財政の将来見通し 27
（3）公共施設の将来見通し 29
ア　施設の老朽化 29
イ　更新費用の推計 29
ウ　施設の重複 33
エ　生活環境や住民ニーズの変化 34
第４章　国の動向 35
第５章　基本方針 37
第６章　取組のスケジュール 41
第７章　取組体制 45
第８章　具体的な方針 46
（1）施設情報の一元管理 46
（2）総量抑制 47

(3) 複合化・共用化 49
(4) 集約化・統廃合 51
(5) 長寿命化 52
(6) 健全な財政運営と自主財源の確保 54
(7) 民間活力の活用・民間等への譲渡 55
(8) 利用者負担の見直し 57
(9) 近隣市等との連携 57
(10) 利用者の安全確保 58
(11) 基金の造成・活用 59
(12) ユニバーサルデザイン化 59
(13) 脱炭素化 59
(14) 跡地活用 60
第９章　施設ごとの取組の方向性 61
(1) 事務庁舎 61
(2) 消防施設 62
(3) 環境施設 64
(4) 福祉施設 65
(5) 子育て支援施設 66
(6) 保健衛生施設 68
(7) 産業施設 68
(8) 観光・レクリエーション施設 69
(9) 公営住宅 70
(10) 学校施設 75
(11) 社会教育施設 77
(12) 文化施設 78
(13) スポーツ施設 79
(14) コミュニティ施設 81
(15) 公営競技施設 83
(16) 病院施設 83

（17）道路 83
（18）橋りょう 84
（19）農道 85
（20）林道 85
（21）水道施設 85
（22）下水道施設 86
（23）漁港施設 87
（24）駐車場 87
第１０章　まとめ 88

【公共施設等総合管理計画の記載に当たっての前提】

①調査時点について

この公共施設等総合管理計画は、令和６年４月１日現在で公表されている資料を基に作成しています。それ以外の時点の情報を利用する場合は、その旨を注記しています。

②端数処理について

本文中、取り扱う数値は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

第１章　公共施設等総合管理計画について

（1）背景と目的

１９６０年代の経済成長やその後の人口増加を背景として、山陽小野田市では、市民生活の利便性を向上させるため、小中学校の教育施設のほか、公営住宅、公民館、福祉会館など様々な公共施設を充実させてきました。

しかしながら、建設から３０年、４０年と経過して老朽化した施設が多くなり、これらの施設が安全に使える限界を迎えつつあることから、今後、多額の更新費用が必要になります。また、施設の維持管理費用も大きな負担となっています。

一方で、少子高齢化や人口減少の進行に伴う税収の減少や社会保障費の増加により、財政状況が厳しくなっており、行政サービスを持続的に提供していくためには公共施設の再編に取り組む必要があります。

このため、本市では、平成２５年度末に全庁的に統一した施設台帳の様式を定め、施設情報の一元管理を行っています。さらに、これを基として、本市の公共施設の総量や建築年度、種別ごとあるいは地区ごとの状況を把握・整理することを目的とした「山陽小野田市公共施設白書」を平成２６年度末に作成しました。

国においても、平成２５年１１月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」の中で、地方公共団体に対して、インフラの老朽化対策に取り組むよう要請したほか、平成２６年４月には、地方公共団体に対して、建物だけでなく、道路や橋りょうといったインフラ施設、公営企業保有施設をも対象とする「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

こうした経緯を踏まえ、本市では、建物を中心にインフラ施設等も含めた公共施設等の総合的な管理に取り組むための基本的な方針として、平成２９年３月に「山陽小野田市公共施設等総合管理計画」を策定し、さらに、個々の施設における具体的な対応方針を定める「山陽小野田市公共施設等個別施設計画」を令和２年９月に策定し、長期的な視点に立って、公共施設の適正配置や計画的な修繕・更新に取り組んでいます。

この間の取組により、施設保有量の最適化や維持管理の効率化は一定程

度図られているものの、今後見込まれる社会情勢の変化等を踏まえると、全ての公共施設をこれまで同様の規模と内容で維持することは困難な状況にあることから、取組を加速させ、着実に推進する必要があります。

このため、個別施設計画等の内容を反映させた見直しを行い、公共施設等の適正管理の更なる推進に取り組むことを目的として、本計画の改訂を行います。

（2）位置付け

本市における公共施設再編の取組については、総合計画及び行政改革プランに基づき進めてきました。平成３０年３月に策定した「第二次山陽小野田市総合計画」においても、引き続き公共施設再編に取り組むこととしており、本計画はこの取組を具体的に進めていくための指針となるものです。既存の個別施設計画や関連計画との整合を図りながら取組を進めます。

また、本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」における行動計画、また、総務大臣から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」に位置付けられるものです。

図１－①　公共施設等総合管理計画の位置付け

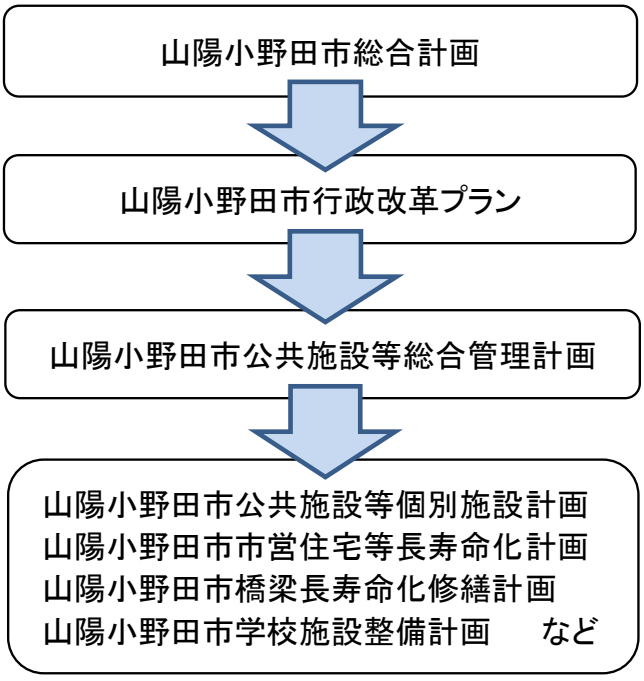

現在の第二次山陽小野田市総合計画の中では、公共施設再編について次のとおり記載しています。

【第二次山陽小野田市総合計画】（策定：平成３０年３月）

（第６章）基本施策３８　効率的で効果的な行政運営

●課題

公共施設の多くが老朽化による大規模修繕、更新の時期を迎えており、修繕、更新に係る費用は、今後増加が見込まれます。厳しい財政運営が予想される中、施設の維持管理や修繕、更新に要する費用を削減し、年度間で平準化する必要があります。「山陽小野田市公共施設等総合管理計画」に沿って、全庁的・長期的な視点から公共施設の最適化を実現していくことが必要です。

「（１）行政改革の推進」における主な取組

公共施設等の最適な配置に向けて、公共施設の総量や老朽化の度合いを把握し、維持管理費用や更新費用を見込んだコスト分析を行い、統廃合や長寿命化等に計画的に取り組みます。

【第二次山陽小野田市総合計画】（中期基本計画策定：令和４年３月）

（第６章）基本施策３２　効率的で効果的な行政運営

●課題

公共施設の老朽化により、維持管理費用及び更新費用が増加しており、その負担の軽減が必要です。

「（１）公共施設の最適化」における主な取組

行政サービスを持続的に提供できるよう、中長期的視点を持って公共施設の再編による最適化に取り組みます。また、公共施設の老朽化に対し、計画的な維持管理・更新を進めるとともに、官民連携手法の採用を検討するなど、財政負担の軽減、平準化を図ります。

第２章　現状

（1）市の概要

本市は、平成１７年３月２２日に旧小野田市と旧山陽町が合併して誕生した、南北約２０．８km、東西約１４．６km、面積１３３．０９k ㎡の市です。山口県の南西部に位置し、下関市、宇部市及び美祢市と境を接しています。

気候は年間を通じて温暖で、降水量も少ない、典型的な瀬戸内型気候です。

（2）人口の推移

本市の人口、児童生徒数（小学生・中学生）及び世帯数の推移は図２－①のとおりです。

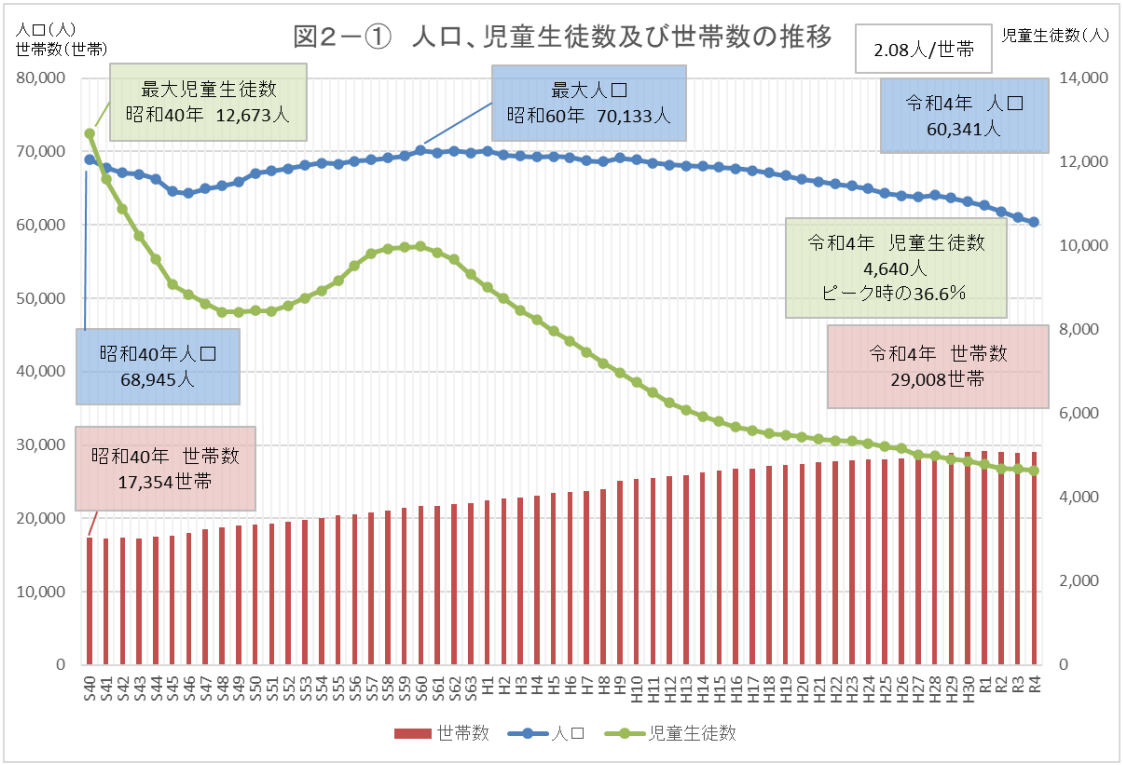

※人口及び世帯数は住民基本台帳より（毎年１０月１日時点で外国人を含まない。）。児童生徒数は教育統計より（毎年５月１日時点。）。ただし、平成１６年以前は、山口県統計年鑑より。

人口は、昭和６０年の７０，１３３人をピークに減少傾向が続いており、令和４年は６０，３４１人となっています。３７年間で約１４％の減少となっています。

児童生徒数については、昭和４０年の１２，６７３人から、令和４年には４，６４０人となっています。

一方、世帯数の推移を見てみると、昭和４０年の１７，３５４世帯からほぼ毎年増加を続け、令和４年には２９，００８世帯となっています。

１世帯当たりの人数は、昭和４０年の３．９７人／世帯から、令和４年には２．０８人／世帯となり、核家族化が進行しています。

小学校区ごとの人口及び世帯数の推移について、平成４年、平成１７年、平成２８年及び令和４年の状況の比較は図２－②及び図２－③のとおりです。平成４年と令和４年の状況の比較では、人口は高千帆校区で増加傾向が見られ、それ以外の校区では減少しています。世帯数については、厚陽校区で減少し、それ以外の校区で増加しています。

図2－②　小学校区ごとの人口の推移

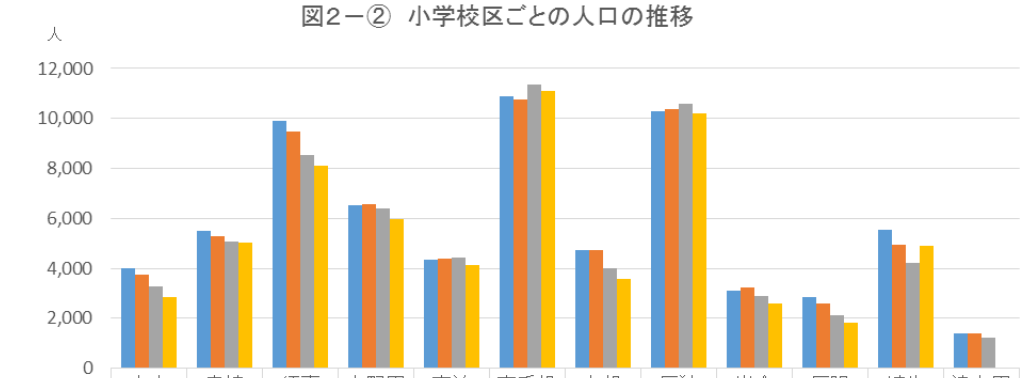

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	出合	厚陽	埴生	津布田
平成4年	3,997	5,497	9,899	6,534	4,364	10,900	4,732	10,301	3,124	2,854	5,558	1,413
平成17年	3,745	5,283	9,472	6,561	4,382	10,742	4,714	10,358	3,247	2,569	4,931	1,395
平成28年	3,263	5,075	8,531	6,398	4,438	11,357	4,001	10,575	2,891	2,099	4,202	1,209
令和4年	2,853	5,041	8,120	5,963	4,133	11,102	3,594	10,214	2,611	1,815	4,895	0

※人口及び世帯数は住民基本台帳より（毎年１０月１日時点）

津布田小学校、埴生小学校の統合に伴い、令和４年は、旧津布田校区の人口を埴生校区に計上しています。

図２－③小学校区ごとの世帯数の推移

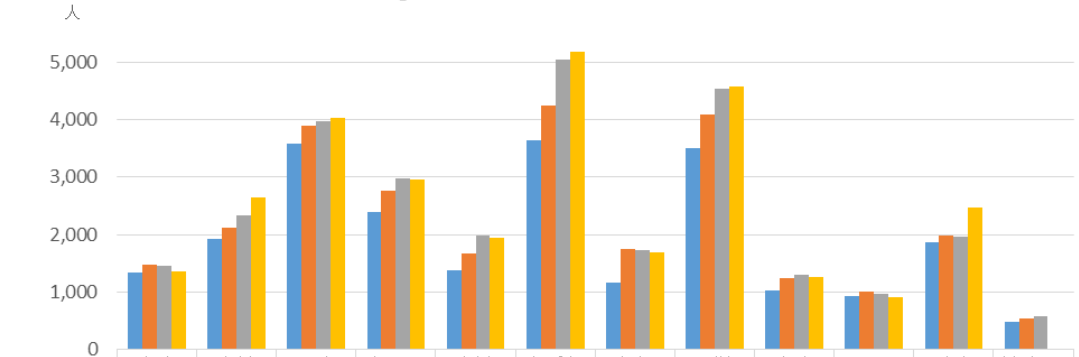

	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆	厚狭	出合	厚陽	埴生	津布田
平成4年	1,348	1,928	3,584	2,401	1,387	3,640	1,175	3,503	1,025	933	1,861	476
平成17年	1,482	2,122	3,897	2,762	1,672	4,246	1,757	4,083	1,235	1,010	1,987	552
平成28年	1,457	2,331	3,972	2,967	1,978	5,042	1,729	4,528	1,298	980	1,964	581
令和4年	1,362	2,640	4,033	2,959	1,939	5,168	1,695	4,569	1,254	911	2,478	0

※人口及び世帯数は住民基本台帳より（毎年１０月１日時点）

津布田小学校、埴生小学校の統合に伴い、令和４年は、旧津布田校区の人口を埴生校区に計上しています。

次に、国勢調査数値による総人口及び年齢階層別の人口推移は図２－④及び図２－⑤のとおりです（総数には年齢不詳人口を含むため、年齢階層別人口の内訳の合計と一致しません。）。年少人口（０歳～１４歳）及び生産年齢人口（１５歳～６４歳）が減少し、老年人口（６５歳以上）が増加しています。

図２－④　国勢調査ベースによる人口推移

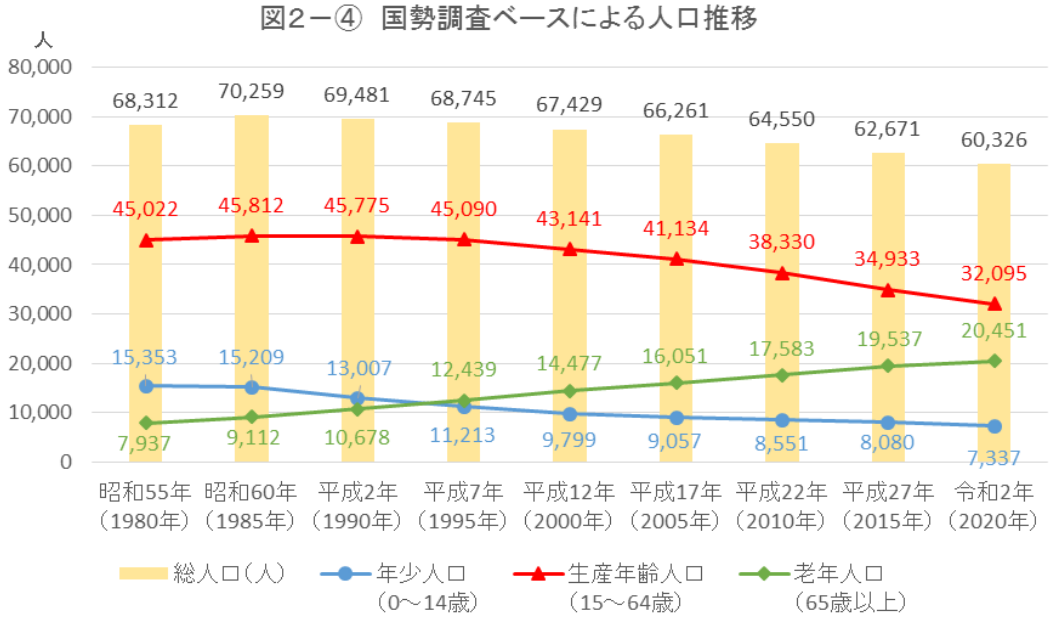

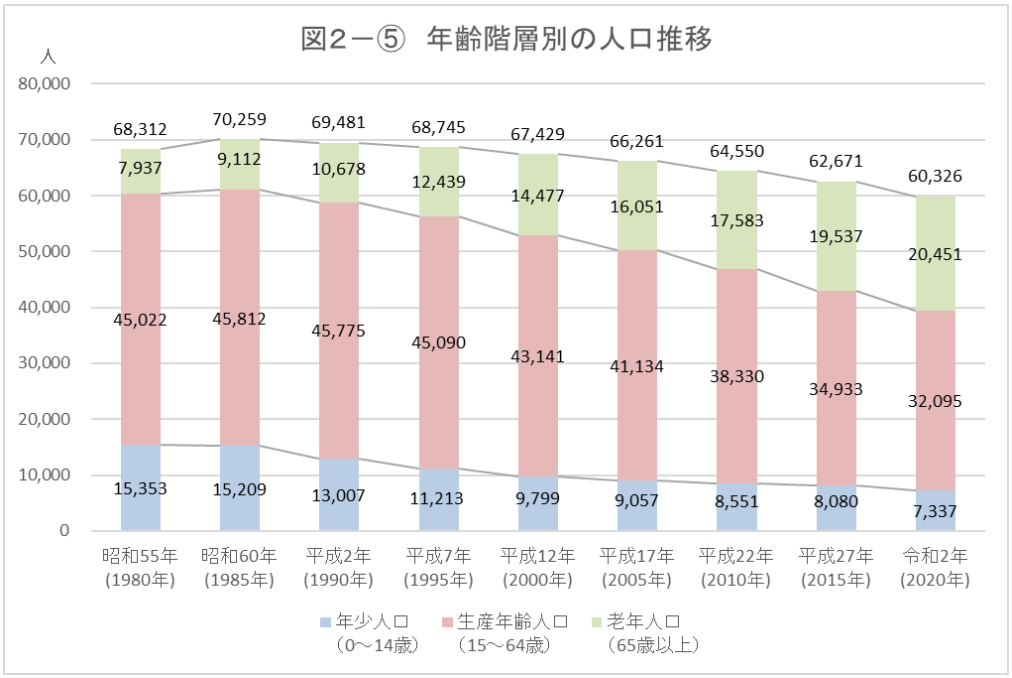

（3）財政状況の推移

本市の一般会計における歳入の決算状況は図２－⑥のとおりです。

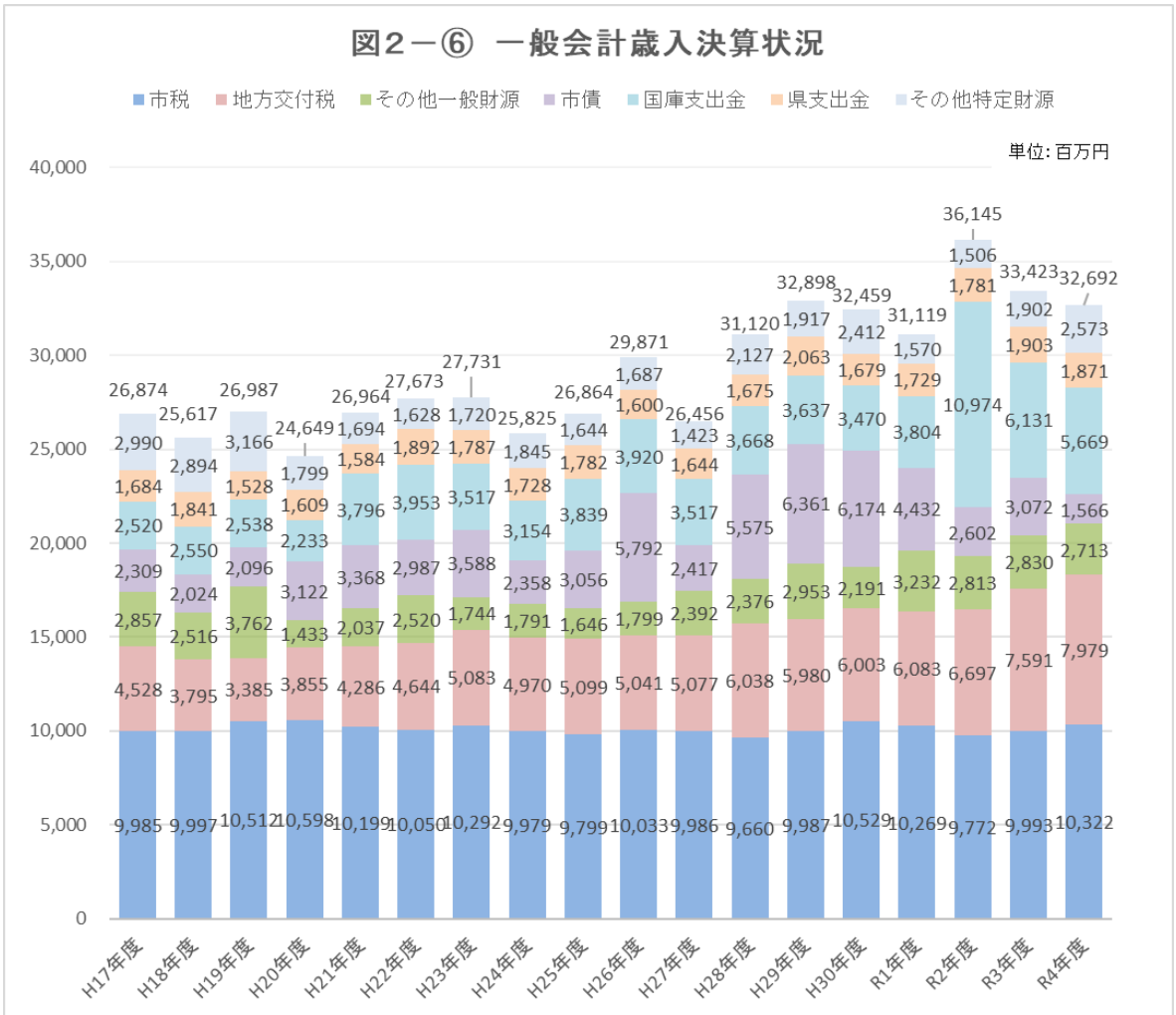

※決算統計における性質別分類による集計です。百万円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

歳入の中では、市税と地方交付税の割合が大きく、令和４年度決算では歳入全体の約５６％を占めています。

市税は、毎年１００億円前後で推移しています。

次に、歳出の決算状況は図２－⑦のとおりです。

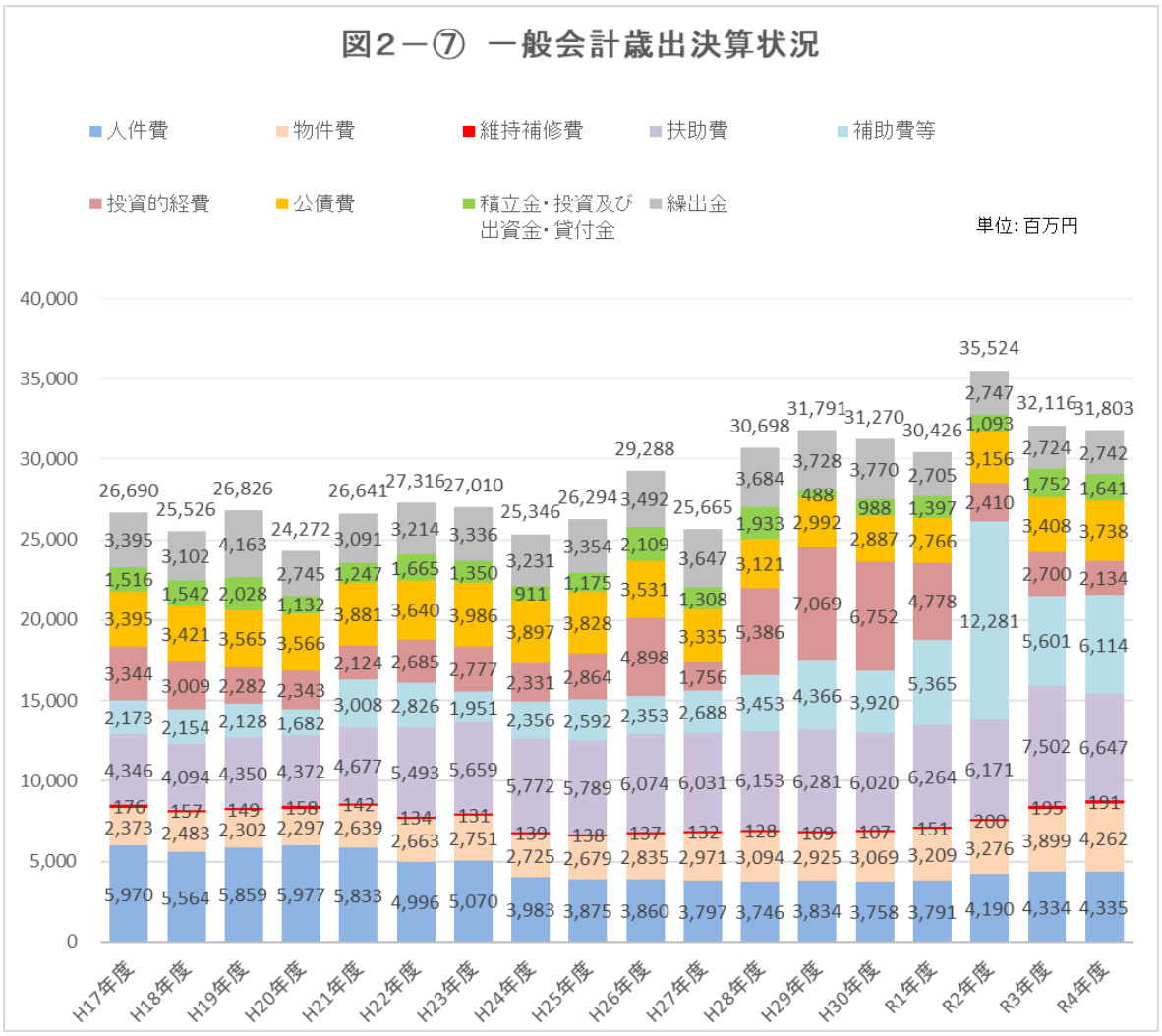

※決算統計における性質別分類による集計です。百万円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しないことがあります。

義務的経費（※）については、扶助費や人件費など増加傾向にあります。

一方、平成１９年度以降財政の緊縮化に取り組み、２０億円から３０億円の間で推移していた投資的経費（※）は、平成２４年度以降合併特例債事業が本格化したことを受けて、近年まで増加傾向にありましたが、令和２年度以降は、２０億から３０億円程度に減少しています。なお、平成２４年度以降の合併特例債事業の主なものとしては、山陽消防庁舎建設事業、新ごみ処理施設整備事業、厚狭地区複合施設整備事業、新火葬場建設事業及び学校給食共同調理場建設事業等があります。

※義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、その支出が必要で、任意に節減することが難しい経費です。

※投資的経費：支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

平成２１年度から令和４年度までの普通建設事業費（※）の内訳は図２－⑧のとおりです。

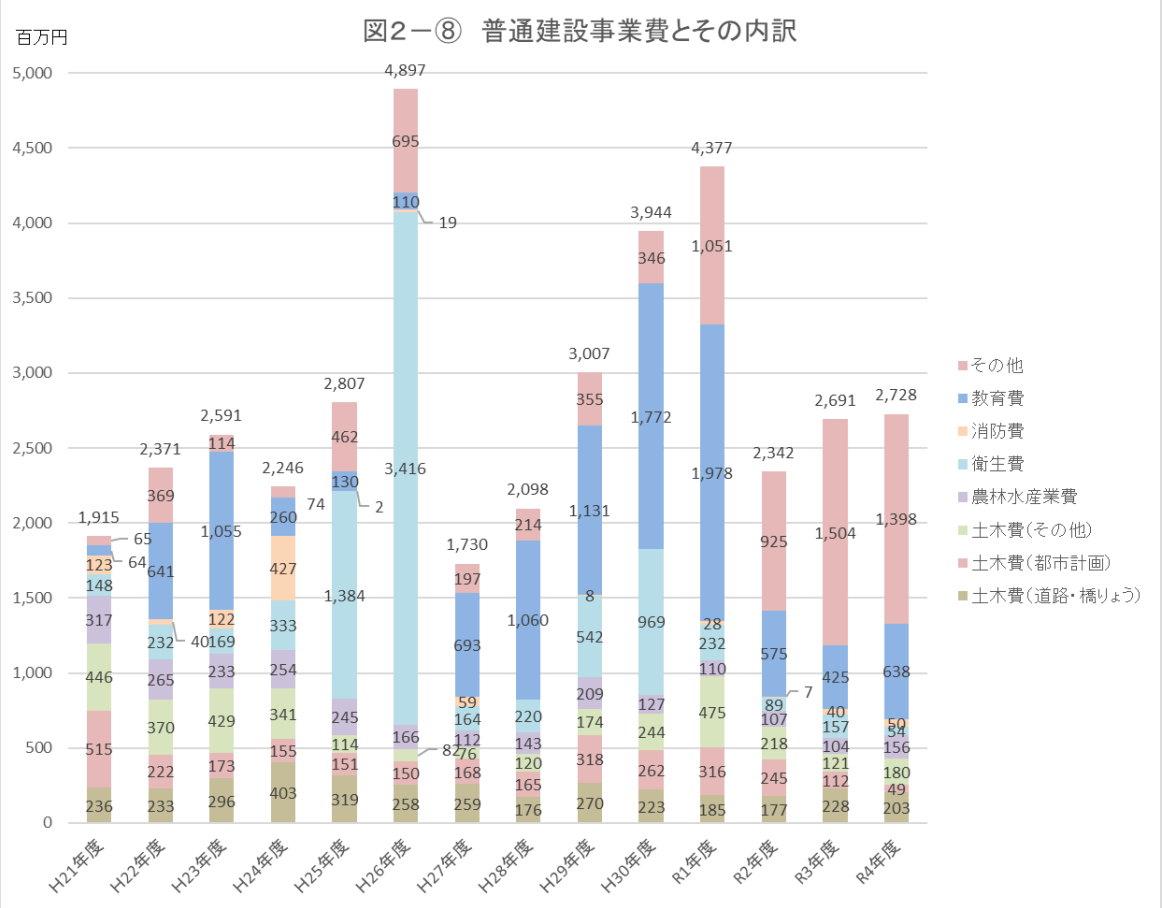

※百万円未満を四捨五入して集計しているため、合計額が一致しないことがあります。

※普通建設事業費：道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費です。

「土木費（都市計画）」は、街路、区画整理及び公園整備等の費用が含まれます。

「土木費（その他）」には、河川、海岸保全、港湾及び住宅整備等の費用が含まれます。

「その他」には、総務費、民生費、労働費、商工費に属する施設の整備費用等が含まれます。

図２－⑧の普通建設事業費のうち、一般財源の内訳は図２－⑨のとおりです。

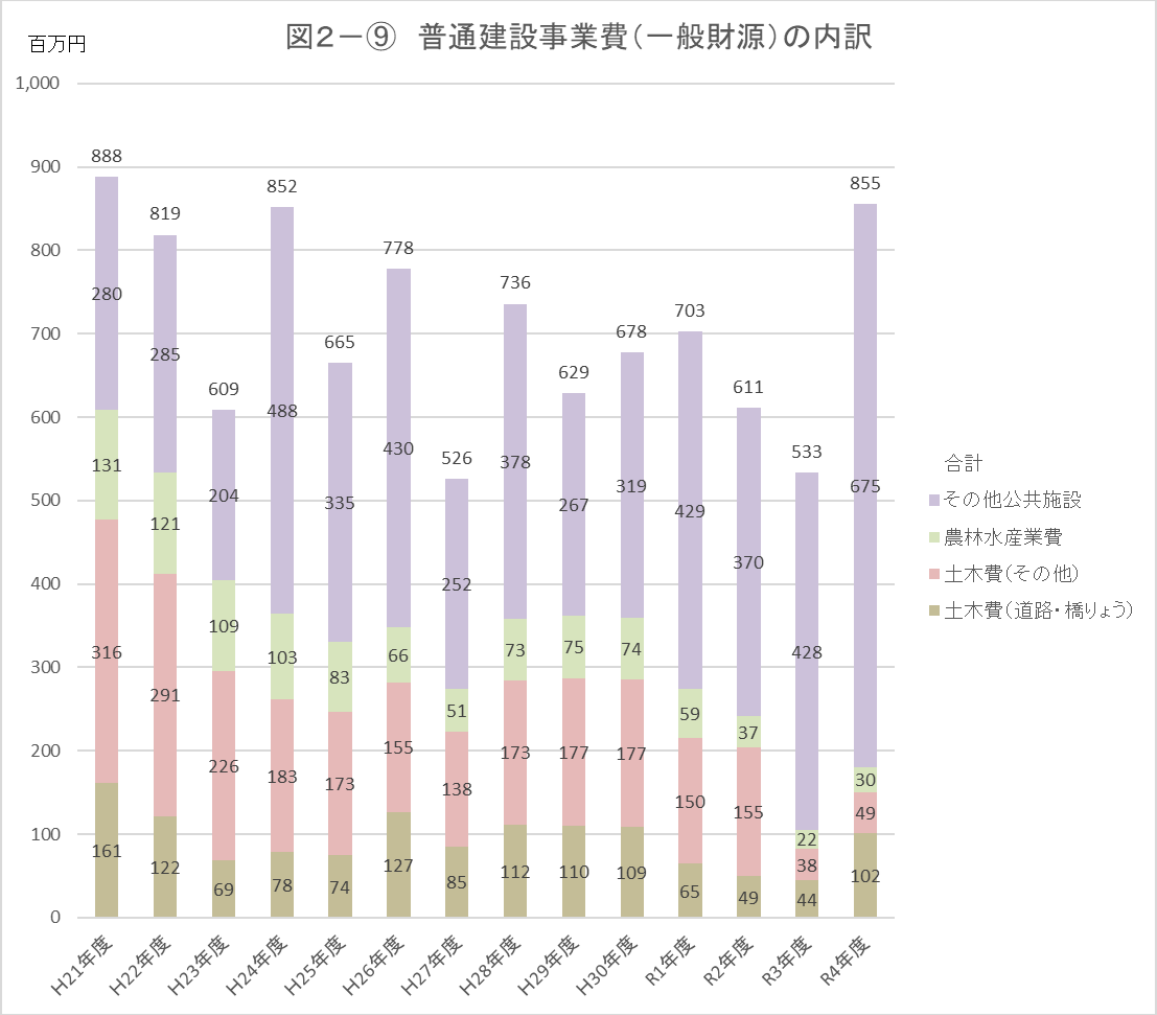

※百万円未満を四捨五入して集計しているため、合計額が一致しないことがあります。

また、平成２１年度から令和４年度までの普通建設事業費及びその一般財源の平均額は、表２－①のとおりです。

表2－①　普通建設事業（事業費及び一般財源）の平均額（平成21年度～令和4年度）

平　　均	事　業　費	一　般　財　源
土木費（道路・橋りょう）	248 百万円	93 百万円
土木費（その他）	457 百万円	172 百万円
農林水産業費	182 百万円	74 百万円
その他公共施設	1,953 百万円	367 百万円
合　　計	2,839 百万円	706 百万円

※百万円未満を四捨五入して集計しているため、合計額が一致しないことがあります。

（4）有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、本市が保有する公共施設等が耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを表し、資産老朽化のおおよその度合いを測ることができる指標です。（割合が大きいほど老朽化が進んでいるものと判断されます。）有形固定資産減価償却率の推移は、図２－⑩のとおりです。山口東京理科大学薬学部棟、学校給食センター、埴生地区の公共施設再編など施設整備が続いたことから、平成２９年度以降は類似団体と比べ、本市の減価償却率は比較的低く推移しています。

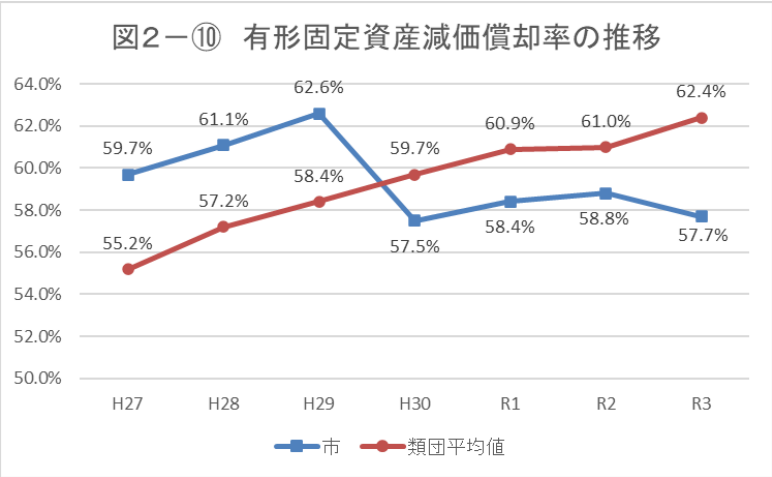

※総務省が毎年度行っている公共施設等総合管理計画に関する調査結果を用いました。

（5）公共施設

ア　公共施設の定義

本市が所有する財産は図２－⑪のとおりで、大きく公有財産、物品、債権及び基金に分類されます。

図2－⑪　財産の分類

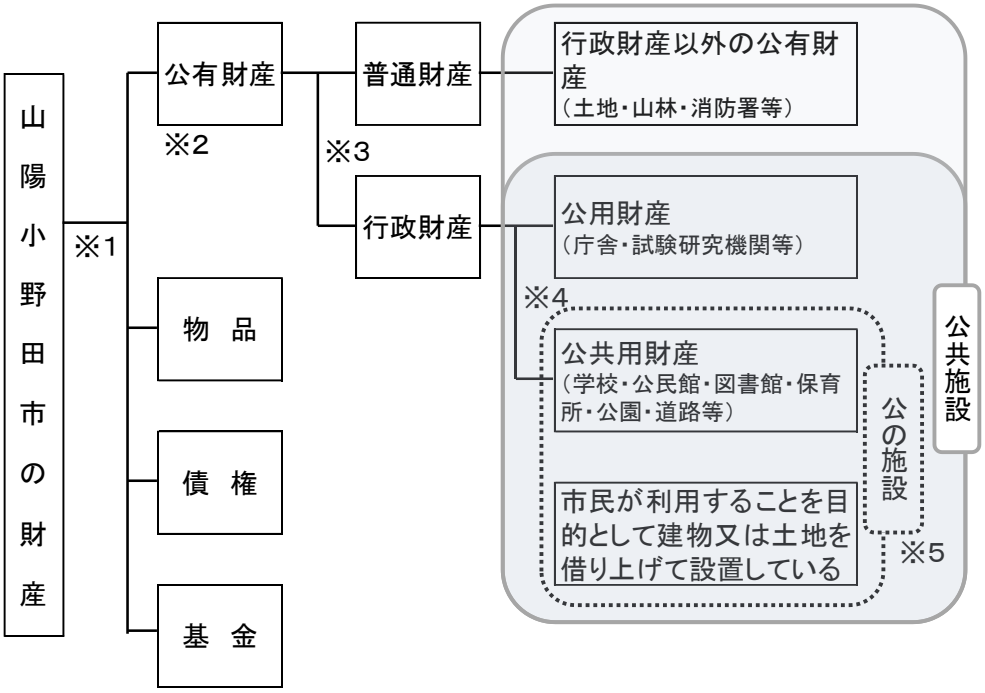

このうち、公有財産は行政財産と普通財産（※）に分類され、さらに行政財産は、地方公共団体がその事務又は事業を執行するため、自らが直接使用することを本来の目的とする「公用財産」と、住民の一般的共同使用に供することを本来の目的としている「公共用財産」とに分けられます。公用財産の主なものとしては、庁舎及び試験研究機関等があります。公共用財産の主なものとしては、学校、公民館、図書館、保育所、公園、道路、港湾等があります。

一般的に言われる「公共施設」は法に基づいた用語ではありませんが、本計画の中では、公の施設に公用財産及び一部の普通財産を加えて公共施設と呼ぶことにします。

※普通財産は、地方自治法第２３８条第４項で、「行政財産以外の一切の公有財産をいう。」とされています。普通財産の主なものとしては、土地や山林等が挙げられます。

本市では、消防組織が一部事務組合となっている関係で、消防署を普通財産として位置付けた上で、宇部・山陽小野田消防組合に貸与しています。

本計画の中では、消防署をはじめとして、再編の可能性がある普通財産についても「公共施設」と位置付けて、検討対象施設とします。

地方自治法上の規定

※１　法第２３７条第１項

この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

※２　法第２３８条第１項

この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

(1)不動産

(2)船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機

・・・

※３　法第２３８条第３項

公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

※４　法第２３８条第４項

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

※５　法第２４４条第１項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

（注）　公共用財産は、当該地方公共団体の所有する財産であるのに対して、公の施設については、一部に民間の施設を借り上げて設置している施設も含みます。

イ　公共施設の分類

本市では、再編対象の公共施設について、表２－②のとおり、目的や性質、利用実態から大きく１４に区分することとします。

表2－②　公共施設の分類

分類	分類の考え方
事務庁舎	行政の事務を行うための施設です。
消防施設	消防関連施設です。
環境施設	市民がクリーンな環境で快適に暮らすために必要な施設です。
福祉施設	高齢者や障がい者が福祉目的で利用する施設です。
子育て支援施設	乳幼児や学童及びその保護者が利用する施設です。
保健衛生施設	医療や健康づくり支援を行う施設です。
産業施設	産業振興の目的で利用される施設です。
観光・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設	観光やレクリエーション目的で利用される施設です。
公営住宅	市営住宅です。
学校施設	小学校、中学校及び幼稚園です。
社会教育施設	社会教育の推進のために利用される施設です。
文化施設	市民の文化活動の振興を目的とする施設です。
スポーツ施設	スポーツのために利用される施設です。
コミュニティ施設	地域住民による様々な地域活動の拠点となる施設です。

※山口東京理科大学は本市からの出資施設であり、再編対象施設には含みません。

ウ　公共施設の状況

本計画で再編について検討する対象施設は、主に一般会計に属するいわゆる「ハコモノ」として、図２－⑫のとおりとします。施設の状況は、令和６年４月１日時点のものです。

図２－⑫　本計画で主に再編対象とする公共施設

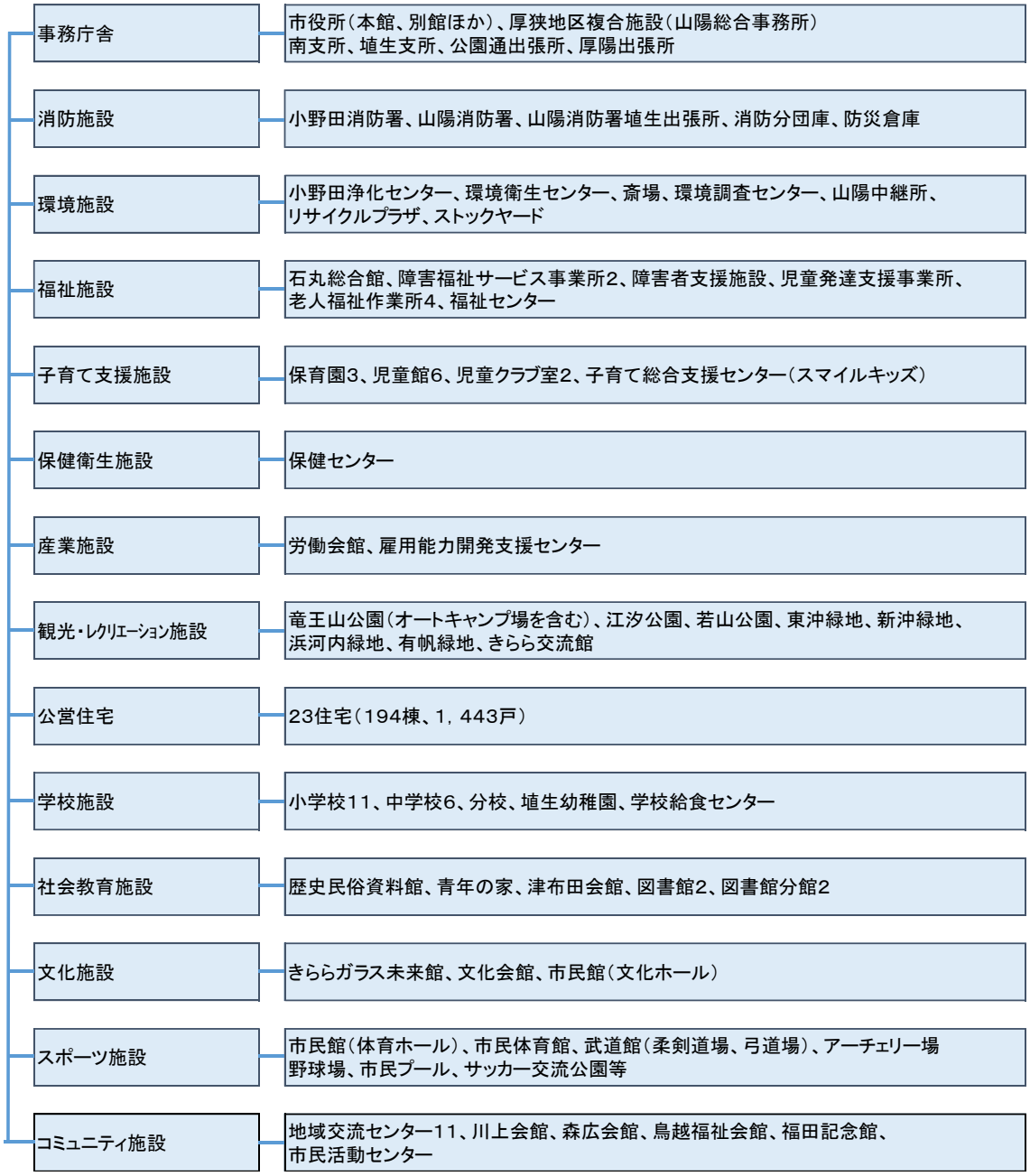

※駐輪場やトイレ等の小規模施設の一部は含みません。

※施設としての用途が廃止され、建物のみが現存しているものは含みません。

※現在リニューアルに向け休館中のきらら交流館については、令和５年５月に議決された新しい設置条例（施行日前）の設置目的に沿った分類としています。

施設区分ごとの建物延床面積の内訳は表２－③及び図２－⑬のとおりです（令和６年４月１日時点の状況です。）。

表2－③　施設区分ごとの建物延床面積の状況

区　　分	延床面積	構成比
事務庁舎	9,568㎡	3.7%
消防施設	5,748㎡	2.2%
環境施設	12,561㎡	4.8%
福祉施設	3,765㎡	1.4%
子育て支援施設	5,862㎡	2.2%
保健衛生施設	1,014㎡	0.4%
産業施設	3,659㎡	1.4%
観光・レクリエーション施設	5,089㎡	2.0%
公営住宅	81,578㎡	31.3%
学校施設	90,780㎡	34.8%
社会教育施設	7,991㎡	3.1%
文化施設	8,131㎡	3.1%
スポーツ施設	11,996㎡	4.6%
コミュニティ施設	13,082㎡	5.0%
合計	260,824㎡	100.0%

図２－⑬　施設区分ごとの建物延床面積の状況

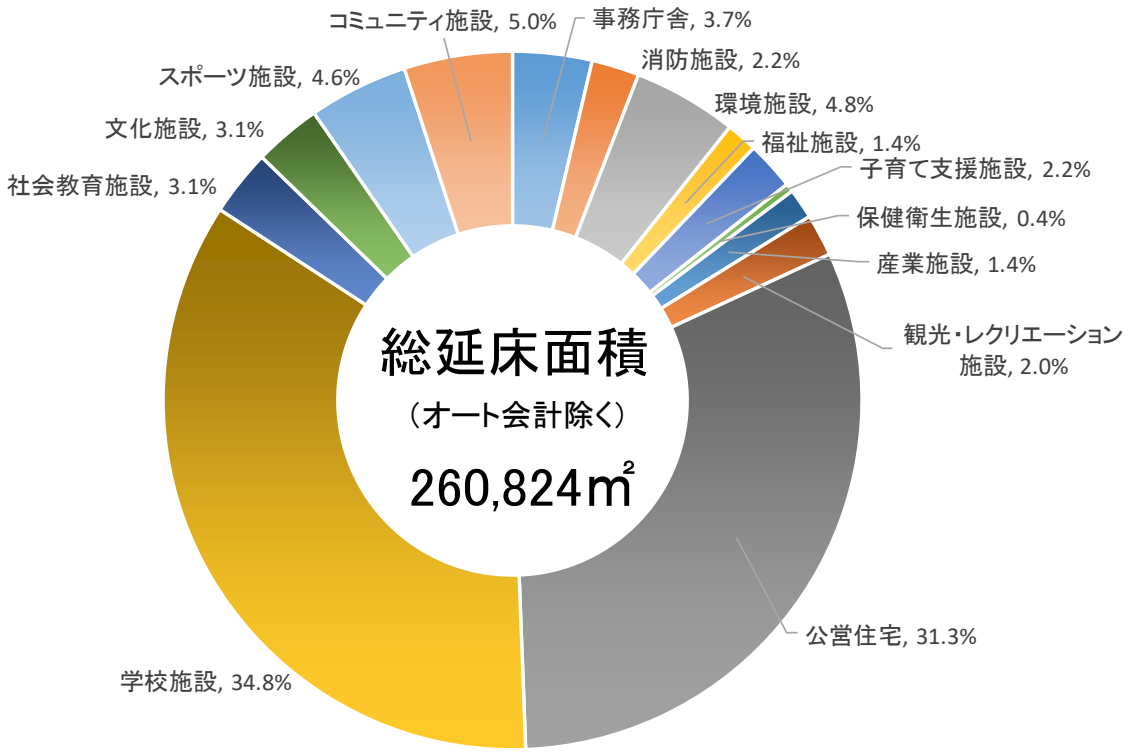

本市の公共施設の延床面積合計は２６０，８２４㎡で、その中で割合が大きいものは学校施設（９０，７８０㎡、３４．８％）、公営住宅（８１，５７８㎡、３１．３％）となっています。

次に、年度別の公共施設整備状況は図２－⑭のとおりです。

図２－⑭　年度別公共施設整備状況

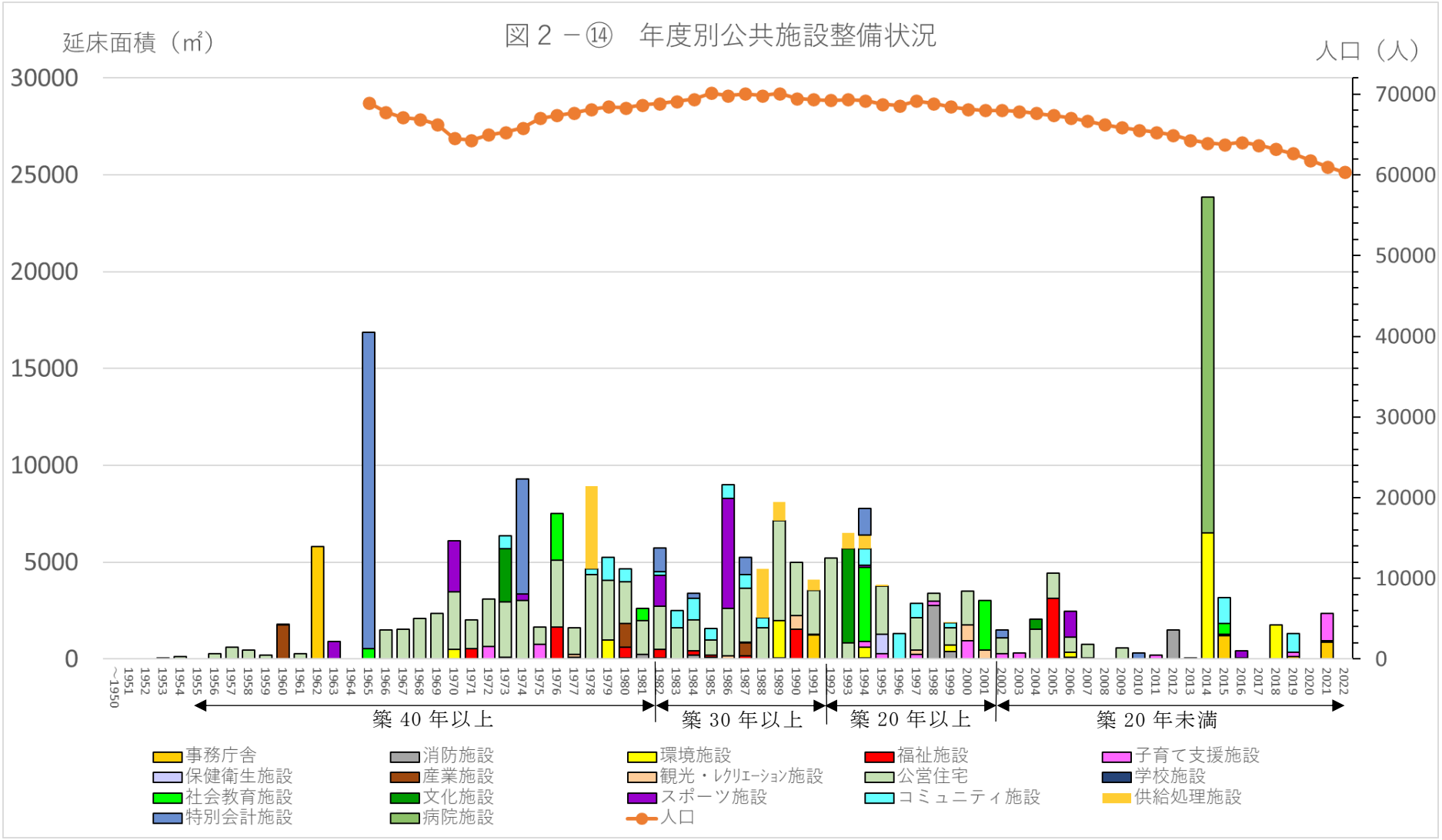

次に、公共施設の保有量について、人口一人当たりの公共施設平均延床面積を用いて他自治体と比較してみます。

表２－④　人口一人当たり公共施設延床面積の比較

総務省　公共施設等総合管理計画に関する調査			
全国平均	類似団体平均	県内市町平均	本市
3.63 ㎡	4.02 ㎡	5.59 ㎡	5.00 ㎡

表２－④は、全国及び類似団体との比較です。

ここでは、総務省が毎年度行っている公共施設等総合管理計画に関する調査の令和３年度末時点の調査結果を用いました。本市の人口一人当たりの公共施設延床面積は５．００㎡で、都道府県、指定都市及び市区町村を合わせた全国平均は３．６３㎡でした。また、類似団体（全国の市区町村を人口と産業構造の２つの要素の組合せによって、３５の類型に分類した中で、同じグループに属する自治体を言う。）のうち、本市と同じ類型に属する自治体は、全国で８２（県内では下松市及び光市）あり、この類似団体８２自治体の人口一人当たり公共施設延床平均面積は４．０２㎡でした。山口県内市町の状況を見てみますと、人口一人当たり公共施設延床平均面積は５．５９㎡と本市を上回る面積となっています。

他の自治体との公共施設の保有量の差については、各自治体がそれぞれの政策目標に基づいてまちづくりに取り組み、その一環で施設整備を行ってきた結果であり、多い、少ないの一言で簡単に説明できるものではありませんが、全国的に見て、他自治体と比較した場合の本市の公共施設保有量は多いことが分かりました。

また、これまで見てきた公共施設のほかにも、本市では道路、橋りょう及び水道施設等のインフラ資産も保有しています。これらの状況は図２－⑮のとおりです。

図2－⑮　図2－⑫以外の施設（主にインフラ施設）

運動広場等	運動広場4、サッカー場、厚狭球場、下村テニスコート
下水道施設	水処理センター2、中継ポンプ場3、雨水排水ポンプ場、農業集落排水処理施設2 下水道管渠延長：254，469m
公営競技施設	山陽小型自動車競走場
水道施設	事務庁舎、高天原浄水場、鴨庄浄水場、配水池（15池） 上水道管　総延長：約432km、工業用水道管　総延長：約11．9km
病院施設	山陽小野田市民病院
道路	439路線 延長：322，463m
橋りょう	231橋 延長：2，381m
農道	1路線 延長：550m
林道	24路線 延長：25，066m
霊園	小野田霊園、南中川墓地、東墓地公園、南墓地公園
漁港	刈屋漁港、高泊漁港、梶漁港、埴生漁港
駐車場等	厚狭駅南口駐車場
その他	西の浜排水機場、旧地方卸売市場

第３章　課題

（1）人口減少と少子高齢化

本市の総人口と年齢階層別人口の長期的見通しについて、図３－①に示します。

図３－①　人口の長期的見通し（人口ビジョン）

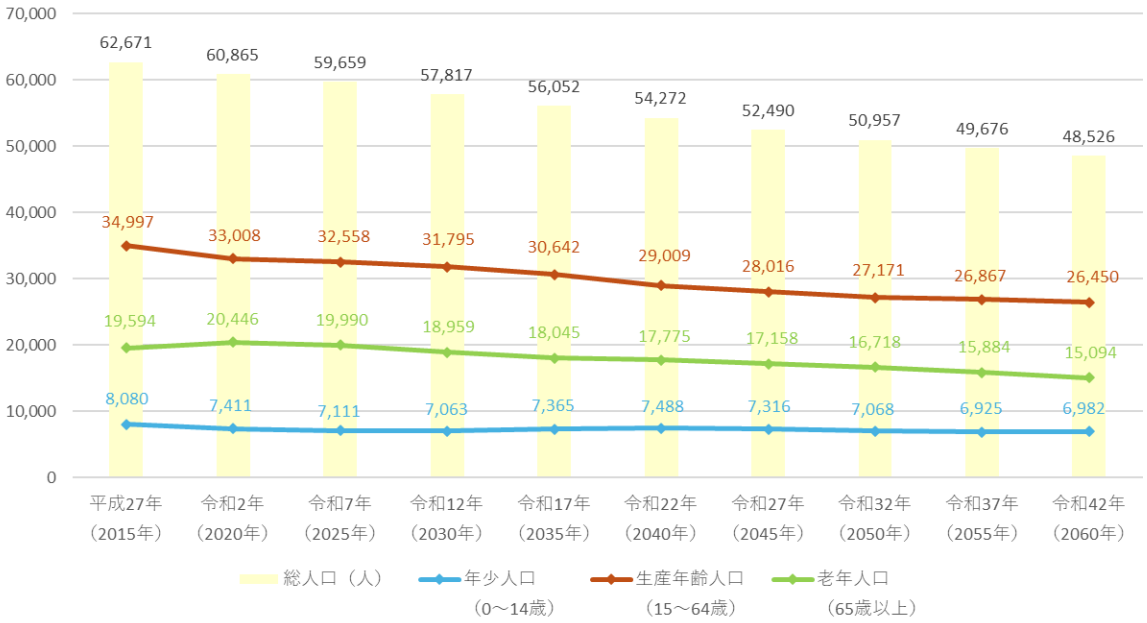

これによると、令和４２年の総人口は４８，５２６人という見通しとなっており、平成２７年と比べると約２３％減少しています。また、生産年齢人口は令和４２年まで一貫して減少し、平成２７年と令和４２年との比較では、生産年齢人口は３４，９９７人から２６，４５０人へ約２５％減少する予測となっています。

また、老年人口は令和２年をピークに減少傾向に転じ、年少人口は８，０８０人から６，９８２人へ約１４％減少する予測となっています。

次に、年齢階層別人口の推移の予測の割合を示したものが図３－②です。

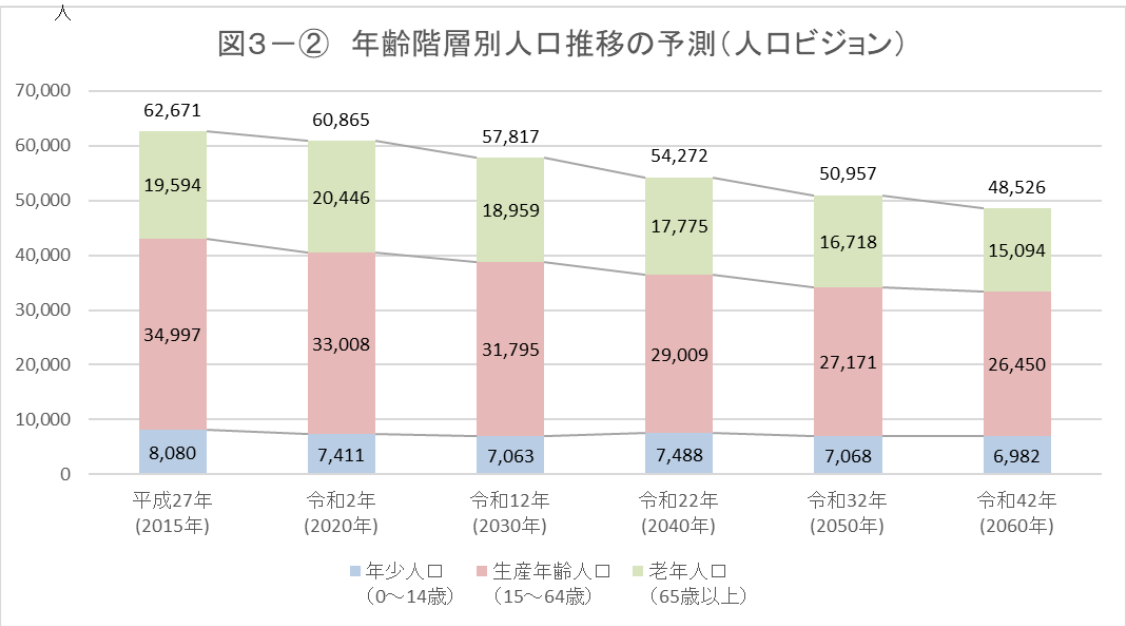

いずれの年齢階層も減少傾向にあり、予測では人口の約３割が高齢者となっています。

このような状況に対応するため、現在「第２期山陽小野田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少への対策と地方創生に向けた具体的な取組を推進しています。

「山陽小野田市人口ビジョン」に基づき、本市の総人口の長期的見通しについて、社人研推計準拠と本市の展望とを比較したのが図３－③です。

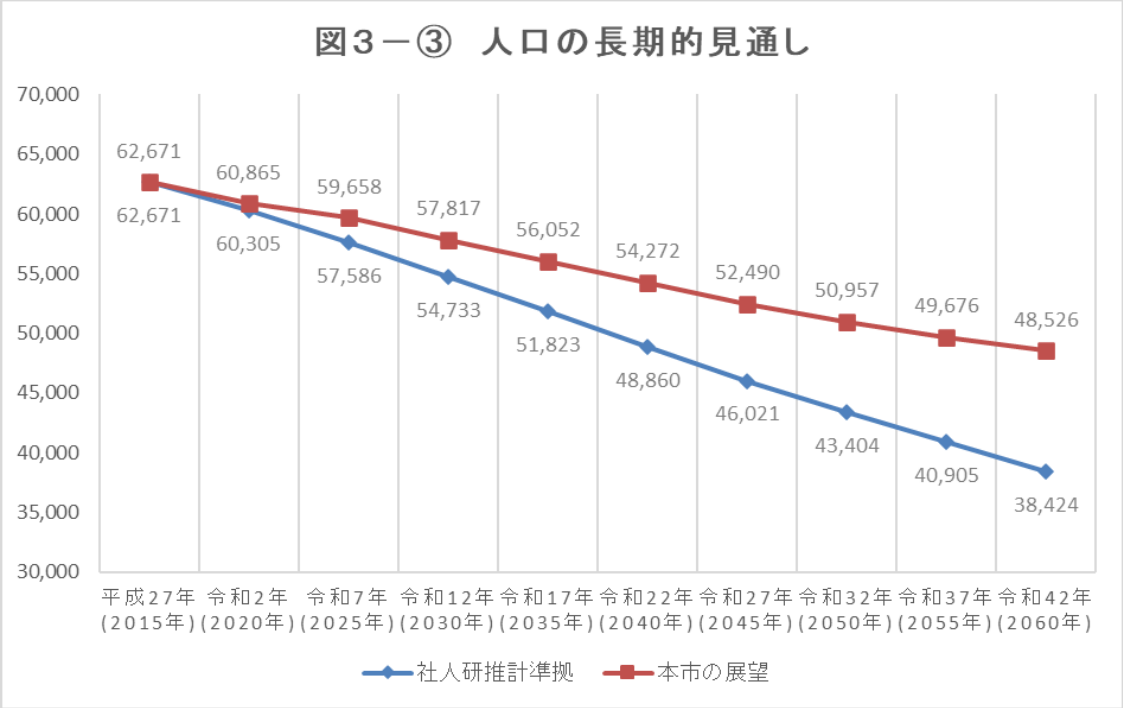

※山陽小野田市人口ビジョン

※本市の展望　令和１２年に社会増減ゼロを達成し、合計特殊出生率を令和６年に１．７０、令和２２年に２．０７を達成すると仮定。加えて、自然動態については本市の出生率の実績に基づいた出生数により算出し、社会動態については、山口東京理科大学の薬学部設置による学生及び教職員の増加を加味し、また、市内就職率の向上、ＵＪＩターンの取組強化等、市独自の施策による積み上げを設定して算出したものです。

社人研推計準拠では、令和４２年に３８，４２４人にまで減少すると予測される人口を、総合戦略に基づく各取組を行うことによって、令和４２年の約５万人維持を目標にします。

しかし、いずれにしても、将来的な人口減少を免れることはできません。人口減少により懸念されることは、現在保有する公共施設の余剰の発生と、公共施設の維持、管理及び運営費の負担の増大です。また、特にインフラ資産については、人口減少が進展する状況においても、市民生活や地域社会を守るために、機能の維持や新たな整備が必要となることも考えられ、維持管理に係る人口一人当たりの財政負担が大きくなることも懸念されるところです。

あわせて、人口構成比率の変化により、公共施設の設置目的と将来求められるニーズのミスマッチが発生することも考えられます。

（2）財政の将来見通し

一般会計における今後の歳入の見通しは図３－④のとおりです。

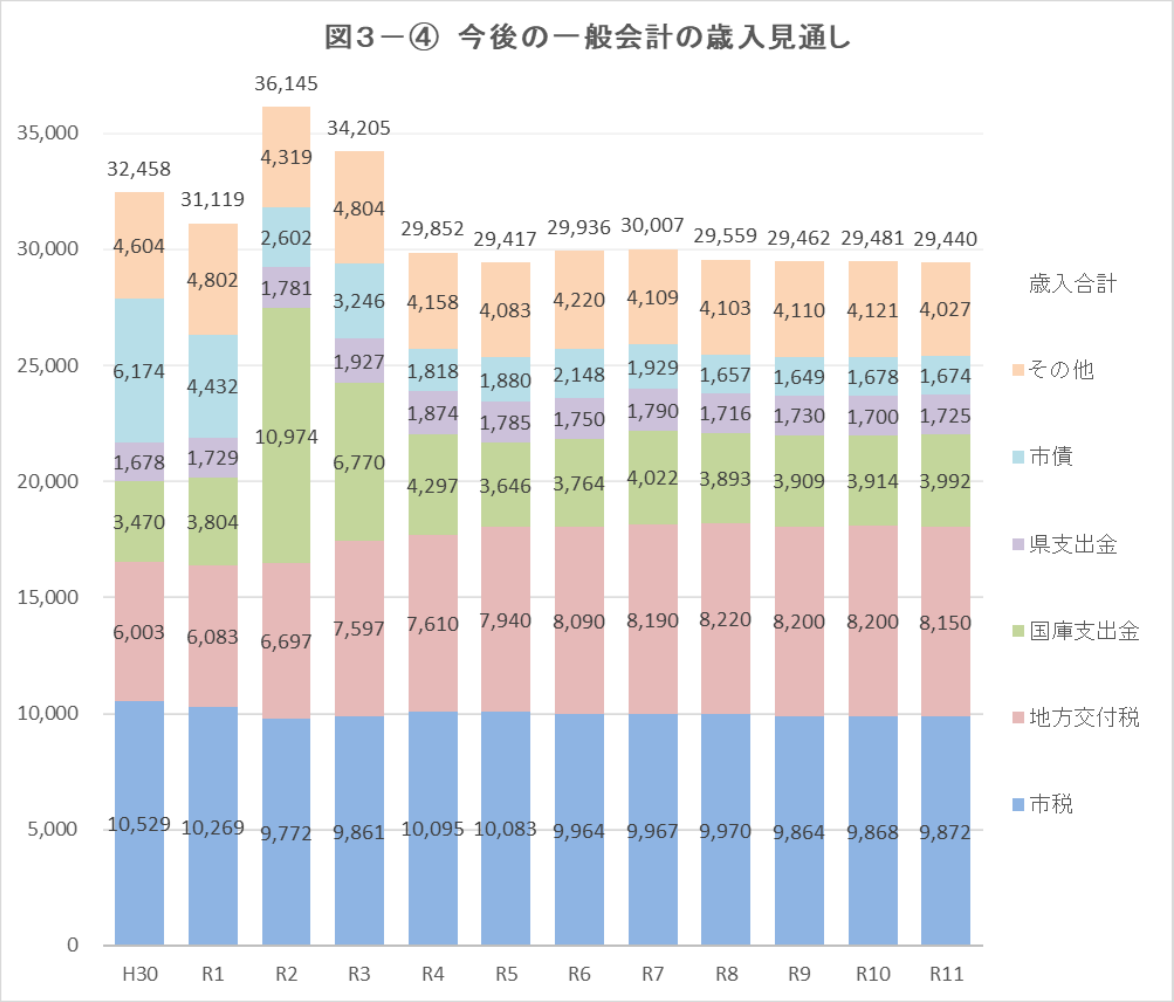

※山陽小野田市財政計画

※決算統計による性質別分類による集計です。

市税は、人口減少や地価の推移を背景とした緩やかな減少を続けるものと見込まれ、今後も大幅な増加が期待できません。

次に、一般会計における今後の歳出の見通しは、図３－⑤のとおりです。

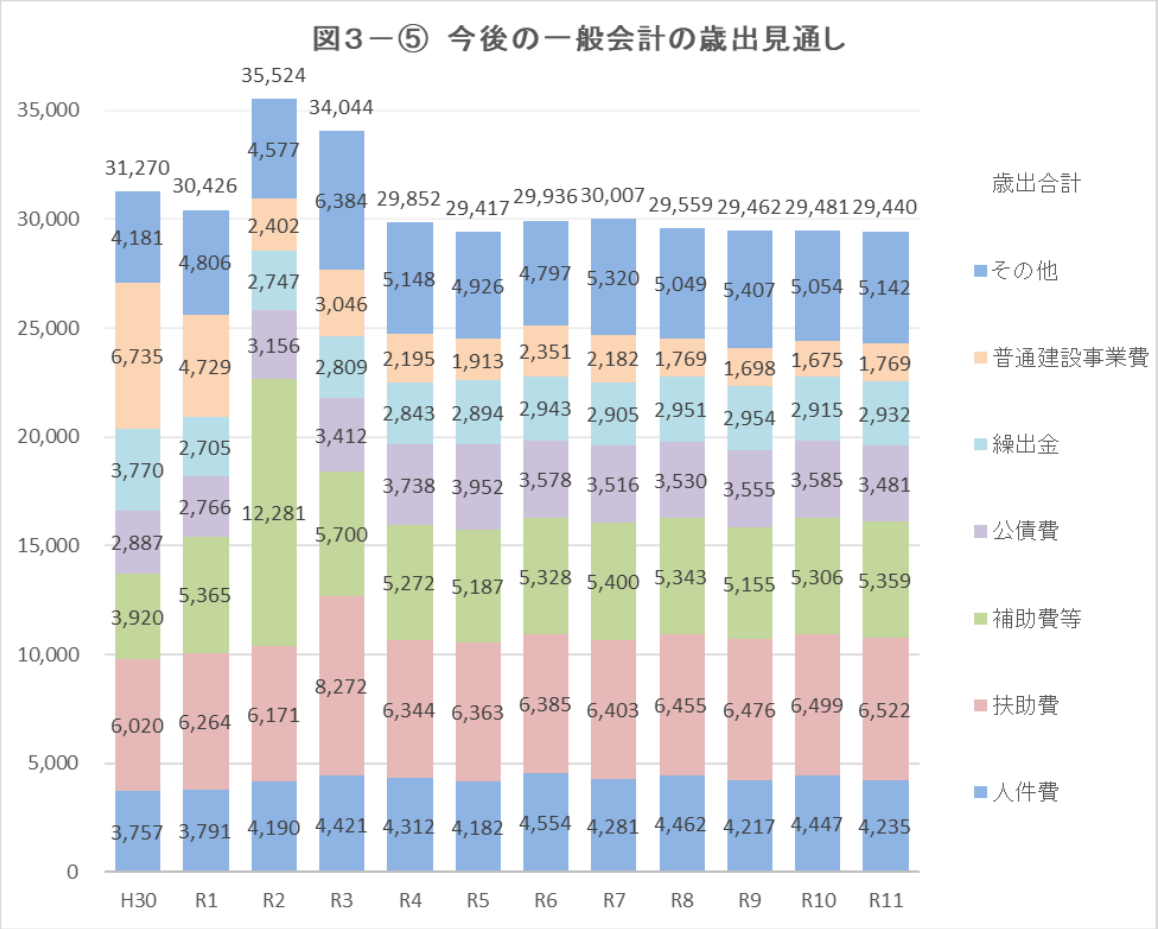

※山陽小野田市財政計画

※決算統計における性質別分類による集計です。

扶助費は増加傾向にあり、その他は横ばいの見通しです。

このように、歳入面では、人口減少に伴い市税と普通交付税を柱とする一般財源総額が縮小に向かう見通しです。また、歳出面においても、高齢化の進行等による扶助費の増加が見込まれており、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されています。

（3）公共施設の将来見通し

ア　施設の老朽化

本市の公共施設の築年数別の建物延床面積とその割合は表３－①のとおりです。

表3－①　築年数別の建物延床面積の状況

築年数	面積	割合
築20年未満	33,278 ㎡	12.8%
築20年以上30年未満	41,107 ㎡	15.8%
築30年以上40年未満	73,756 ㎡	28.3%
築40年以上50年未満	56,414 ㎡	21.6%
築50年以上	56,269 ㎡	21.6%
合計	260,824 ㎡	100.0%

※令和６年４月１日現在の状況です。

築３０年以上経過した建物の割合が全体の７１．５％となっており、公共施設の老朽化が進んでいます。

建築物の耐用年数は、用途や躯体構造により大きく異なるため一概には言えませんが、「減価償却資産の耐用年数（昭和４０年大蔵省令）」では、ＲＣ造（鉄筋コンクリート造）の事務所で５０年、学校では４７年と定められています。また、社団法人日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」によれば、学校や官庁建築物の望ましい目標耐用年数は５０～８０年以上とされています。

本市の公共施設も、大半の施設が大規模修繕や建替えの時期を迎えることとなります。

イ　更新費用の推計

現在の公共施設の規模と量を今後も維持し続ける場合に、今後公共施設の大規模修繕及び更新のために必要な費用がいくらになるか、一般財団法人地域総合整備財団が公表している公共施設等更新費用試算ソフトの考え方をもとに試算したところ、図３－⑥のとおりとなりました。

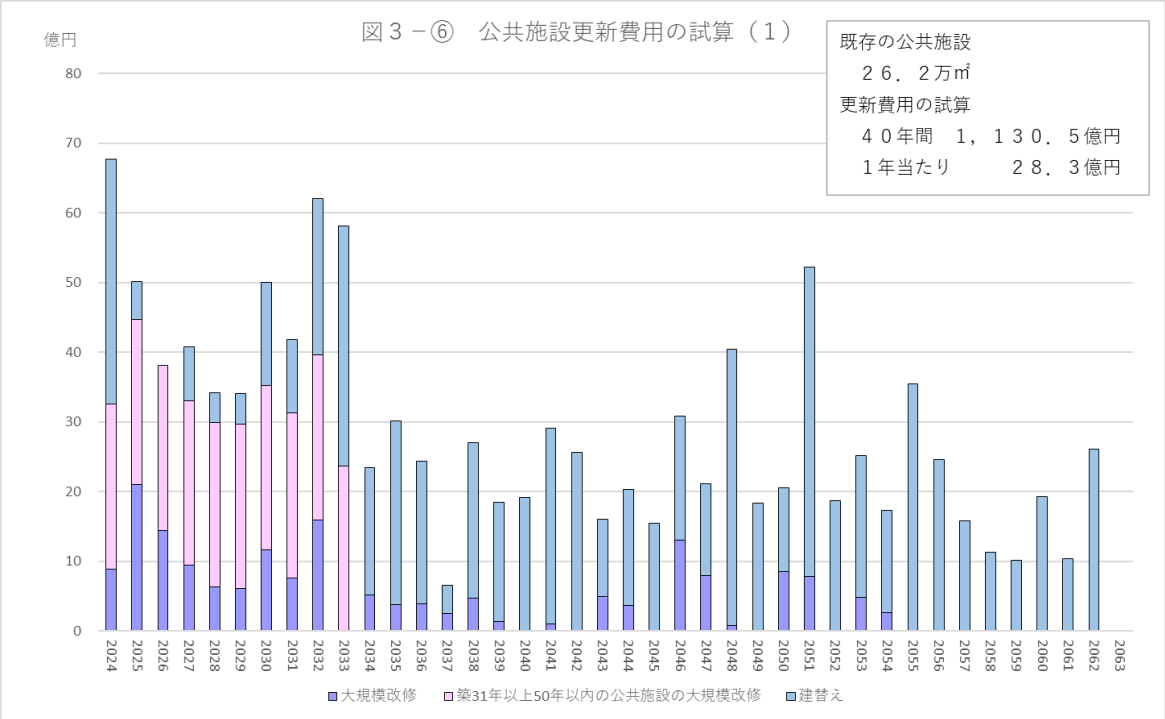

今後の公共施設の大規模修繕及び更新にかかる費用は、４０年間の合計が約１，１３０億５千万円、１年当たりの平均は約２８億３千万円という試算になりました。

なお、試算のために設定した条件は以下のとおりです。

ア　耐用年数の設定　６０年

イ　更新年数の設定

- 建設から３０年後に大規模修繕を行い、６０年後に建て替える。
- 試算時点で建設時からの経過年数が３１年以上５０年までのものについては、今後１０年間で均等に大規模修繕を行う。
- 試算時点で建設時から５１年以上経過しているものは、建替えの時期が近いので大規模修繕は行わない。

ウ　建替え、大規模修繕の単価設定　表３－②のとおり

表３－②　公共施設の更新単価

施設区分	大規模改修	建替え
行政系施設、市民文化系施設、 社会教育系施設、産業系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
供給処理施設、保健・福祉系施設、 スポーツ・レクリエーション施設、その他（斎場）	20万円/㎡	36万円/㎡
子育て支援系施設、学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡

※「一般財団法人地域総合整備財団」が公表している公共施設等更新費用試算ソフトによる施設区分です。本市で定めた施設分類とは一部異なっています。

※公共施設更新費用の試算は、一般財団法人地域総合整備財団が公表している「公共施設等更新費用試算ソフト」の考え方をもとに算出しています。

更新費用試算の前提条件となる建替え・大規模修繕の単価は表３－②に示したとおりで、これは、平成２４年１２月に「公共施設等更新費用試算ソフト」が公表された際の標準値です。その後、建築工事単価が著しく上昇していますが、ここではそれらの建設単価の上昇については考慮していません。

第２章（３）で見たように、平成２１年度から令和４年度までの「その他公共施設」に係る普通建設事業費の平均額は１９億５，３００万円でした。このことから、現在の公共施設の規模と量を維持する場合、今後は現在の約１．４５倍の費用が必要なこととなります。逆に、現在の普通建設事業費を維持して公共施設の修繕・更新を行う場合は、保有する公共施設の約６９％しか整備ができないこととなります。

ハコモノと呼ばれる公共施設のほかにも、本市は道路、橋りょう及び下水道等のインフラ資産を多く保有しています。これらについて、今後の更新費用を試算した結果は次のとおりです。

（ア）道路の総面積による更新費用の推計

道路の更新費用について、公共施設状況調査の令和３年度末時点の調査結果を基に、面積２，３１４，９９７㎡を更新年数１５年で割った面積を１年間の更新量と仮定し試算すると、１年当たり約７億２，５００万円、今後４０年間の合計が約２９０億円となりました。

※一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用ソフトの考え方に基づき更新単価は４，７００円／㎡と設定しています。

（イ）橋りょうの総面積による更新費用の推計

橋りょうの更新費用について、令和５年３月に策定した「山陽小野田市橋梁等長寿命化修繕計画」において、今後６０年間の合計額が約２３億７，６００万円、１年当たりにすると約３，９６０万円を見込んでいます。

表２－①で示したとおり、平成２１年度から令和４年度までの１４年間の道路・橋りょうに係る普通建設事業費の平均額は２億４，８００万円でしたので、今後の費用負担が大きくなることが伺えます。

（ウ）下水道の総延長による将来の更新費用の推計

下水道の更新費用について、現時点の下水道管渠延長２５４，４６９ｍを基に更新年数５０年で割った面積を１年間の更新量と仮定し試算すると、１年当たり約６億３，１００万円、今後４０年間の合計が約２５２億４，３００万円となりました。

今後は、令和２年３月に策定した「山陽小野田市下水道ストックマネジメント計画」に基づき適正な管理を進め、コストの縮減と平準化に努めていきます。

※一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用ソフトの考え方に基づき更新単価は１２４，０００円／㎡と設定しています。更生工法（地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法）を前提として、各種施行方法による直接工事費

や管径別単価等から設定しています。

道路・橋りょう及び下水道施設の更新費用の試算は、公共施設等の大規模修繕及び更新費用の概算を把握するために、一定の条件設定のもとで行ったものであり、実際の費用は様々な要因により変動します。

また、実際の施設整備に当たっては、国県等の補助金、交付金、市債等を活用するため、全額が市の負担となるわけではありません。

ウ　施設の重複

本市は、平成１７年３月２２日に旧小野田市と旧山陽町が合併してできた市です。

合併当時は、少子高齢化の進行、地方分権の推進、厳しい財政状況、日常生活圏の拡大といった時代背景があり、このような背景から生まれる高度化・多様化する新しい行政需要に将来にわたって対応していくために、広域的見地から一体的な施策展開を図り、行政サービスを総合的に提供できる体制を整備し、あわせて強固な行政基盤を整備することが目的でした。

合併の効果として期待されたことは、効率的な行財政運営の実現がありました。これは、合併後の行財政改革の推進に伴い、職員数の削減や施設の統廃合等による効率化が図られ、中長期的な視点で効率的な行財政運営が可能になるというものでした。

本市でも合併後、定員適正化計画を策定し、定員管理を着実に推進した結果、令和２年４月１日現在の再任用職員を除く職員数は７２６人となり、合併時の平成１７年の職員数との比較では、２５７人の減員となりました。それに伴って人件費の抑制も実現し、合併後の行財政改革は一定の成果をあげることができました。

一方で、施設の重複解消という面からの公共施設の統廃合を含めた再編に目を向けてみると、山陽中央総合病院の廃止や斎場の統合など施設再編の事例や、青年の家研修棟の休止（宿泊機能の休止）など施設運営の効率化の事例もありますが、文化会館（不二輸送機ホール）の大ホールと市民

館の文化ホールのように同一機能の施設の重複が見られるなど、公共施設の再編検討の取り組みは、引き続き進めていく必要があります。

エ　生活環境や住民ニーズの変化

人口増加という背景を受けて公共施設を整備してきた時代は終わり、昭和６０年をピークにして人口減少が始まりました。それと同時に少子高齢化も進行してきており、今後は人口減少・少子高齢化を見据えた公共施設のあり方を検討していく必要があります。

高齢化の進展に伴い、福祉施設やコミュニティ施設等の高齢者が多く利用する施設については、一定の需要が見込まれる一方、減少する児童生徒数や教育環境の変化に応じて学校施設は余剰スペースが発生することが想定されます。

このように、人口動向や社会構造の変化に伴い、公共施設に求められるサービスの質・内容も変化します。さらに言えば、人口減少や少子高齢化の進行は地区別でも異なることから、各地区の状況も踏まえつつ最適な公共施設のあり方を検討・実現していくことが必要です。

第４章　国の動向

公共施設の大量更新に伴う費用負担は全国的な課題であり、今後、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、国は平成２５年１１月２９日に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。この中で、地方自治体の役割として、自らが管理・所有するインフラについて適切に管理するとともに、各インフラの管理者に対して、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定を要請することが求められました。

続いて、平成２６年４月２２日には、各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」(※)の策定への取組が要請され、さらにこの下位計画となる「個別施設計画」(※)についても、令和２年度中の策定が求められました。

その後、令和３年１月２６日には、各地方公共団体が策定した公共施設等総合管理計画に個別施設計画の内容を反映させる等の見直し要請が示されました。

図4－①　公共施設等の総合的な管理イメージ

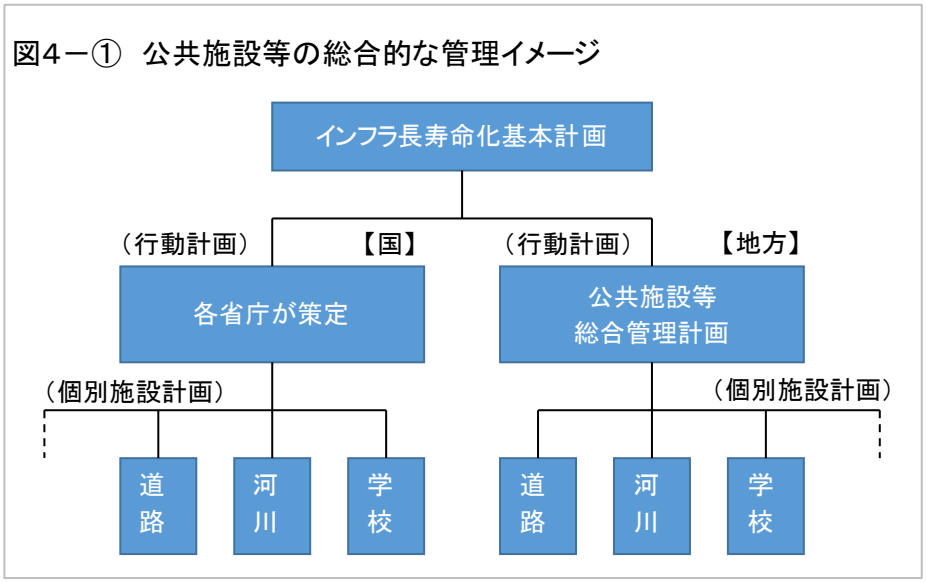

※公共施設等総合管理計画：地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画です。「公共施設等総合管理計画」＝「インフラ長寿命化計画（行動計画）」です。

※個別施設計画：分野ごと、個別施設ごとに点検や修繕等について定める優先順位の考え方、個別施設の状態、対策内容と時期及び対策費用等について定める施設ごとの長寿命化計画となるものです。

※公共施設等総合管理計画の策定が要件となっている財政上の措置

・公共施設の除却に対する地方債の充当（充当率７５％）

・公共施設の集約化及び複合化を行う場合の「公共施設最適化事業債」の充当（充当率９０％、交付税算入５０％）

・施設転用を行う場合の「地域活性化事業債（転用事業）」の充当（充当率９０％、交付税算入３０％）

第５章　基本方針

１９６０年代の経済成長やその後の人口増加を背景として、これまでに多くの公共施設が整備されてきました。本市はこの間、市民ニーズに対応し、市民生活の利便性を向上させるため、小中学校の教育施設のほか、公営住宅、公民館、福祉会館など様々な公共施設を充実させてきました。その結果、本市は、人口一人当たり５．００㎡（畳３枚分）の公共施設を保有するに至りました。

そして今、建設から３０年、４０年と経過して老朽化した施設が多くなり、これらの施設が安全に使える限界を迎えつつあります。

公共施設の老朽化に対しては、いくつかの対応方法が考えられます。

１つ目は、公共施設の建替えを本市の最重要課題と位置付けて、老朽化した施設をすべて建て替える方法です。しかし、第３章（３）で見たように、現在保有している公共施設をすべて建て替えるには、多額の費用が必要です。事務庁舎のように、行政運営を進めていく上で不可欠な施設や、設置することが法律で定められている施設はあるにせよ、多岐にわたる行政サービスの中で、公共施設の整備を他のどの施策よりも優先して続けていくことは困難です。

２つ目は、行政が行うべき施策をすべて行った上で、老朽化した施設をすべて建て替える方法です。しかし、そのような財政的余裕がないことはこれまで見てきたとおりです。現在、そして将来の財政見通しを考えた上で、老朽化したすべての公共施設の建替えを行うのであれば、その財源は地方債(※)に頼らざるを得ません。その結果、地方債は私たちだけでなく、私たちの子や孫たちにとっても大きな負担となってしまいます。

※地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

３つ目は、財源の調整ができる範囲で、可能な限り公共施設の建替えを進める方法です。この場合は、行政運営を行っていく上で必要性の高い施設や、優先性の高い施設から順番に建替えをしていくこととなります。第

３章（３）で見たように、現在の普通建設事業費の規模を保った場合、既存施設のうち更新ができるのは約６９％ですので、約７割の新しい施設と約３割の老朽化した施設が隣接するといったような状況も起こるかもしれません。そして、必要な修繕や建て替えができない施設は、安全で快適な使用ができなくなり、老朽化の果てに危険建物となってしまう恐れもあります。過去には、中央自動車道のトンネル天井板崩落事故や屋内プールの天井崩落事故などインフラや公共施設の老朽化が原因となった重大事故も発生しています。

建築物のＬＣＣ（※）については、イニシャルコスト（初期建設費用）よりも、その後のランニングコスト（維持管理費用）の方が多くかかることがよく指摘されます。

※ＬＣＣ：ライフサイクルコスト。施設の設計費や建設費用だけでなく、維持管理、修繕、改修、解体処分に至るまでに必要な経費をトータルで考えたもの。

氷山は、目に見えるのはほんの一部であり、目に見えない水面下の部分の方が圧倒的に大きいのですが、建築物の生涯コストもこれと同じだと言われています。図５－①は、これをイメージ図にしたものです。

図５－①　建物のLCCのイメージ

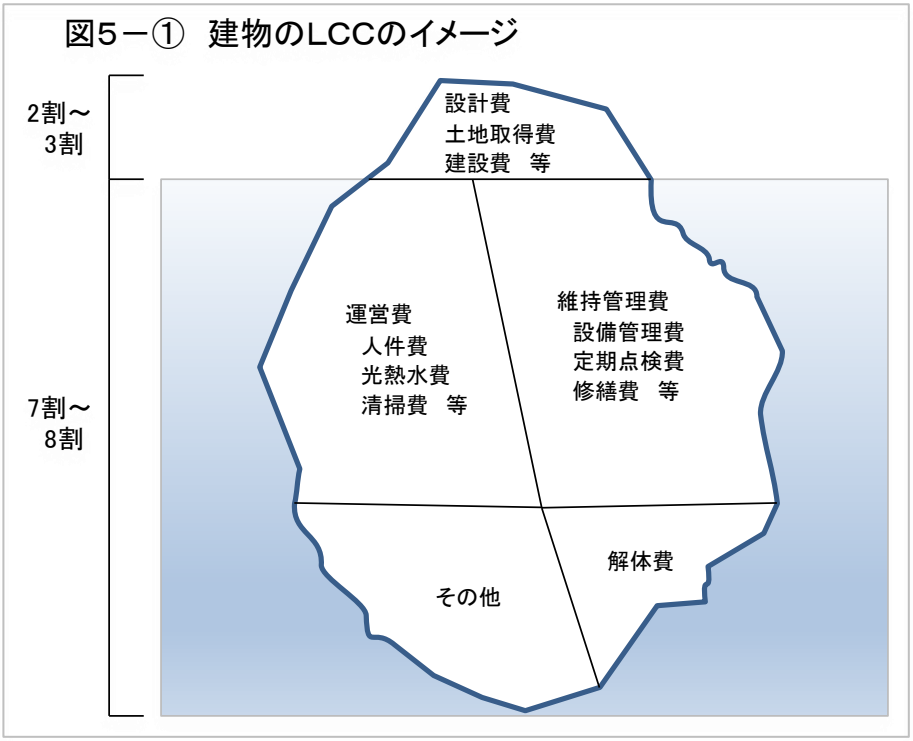

つまり、公共施設を保有するということは、建設費用よりも数倍多額の維持管理経費が、長期間にわたって必要になることになります。

これまで公共施設を整備してきた経済成長及び人口増加という時代は終わり、今後は人口減少、少子高齢化の進行、好転が望めない財政という状況の中での行政運営を強いられます。このような中で、今ある公共施設を保有し続けると、人口が減少した将来において、そのときに暮らす人たちに、公共施設に係る維持・管理・更新費用が重い負担としてのしかかることとなります。その負担を背負うのは今の世代ではなく、私たちの子どもたち、孫たちであることを忘れてはなりません。今の時代を生きる私たちの責務として、次の世代に安全な公共施設と健全な財政を残すためには、本市が保有する公共施設を一元的に管理し、中長期的なビジョンを持った上で公共施設再編に取り組んでいく必要があります。

これまで、将来的な人口減少が避けられないこと、今後も厳しい財政状況が続くこと、本市の公共施設保有量が比較的多いこと、既存の施設を保有し続けると、施設の修繕・更新に係る費用が賄えないことを見てきました。このような状況の中で必要な行政サービスを適切に提供していくためには、公共施設の維持・管理・更新に係る費用負担を必要最小限にしなければならず、そのための施策として、

・総量抑制
・長寿命化
・民間活力の活用
・近隣市町との連携

に取り組み、さらに、これらの施策を実現するために、

・施設情報の一元管理
・複合化、共用化
・集約化、統廃合
・利用者負担の見直し
・基金の造成、活用

といった具体的な取組を進め、これにより健全な財政運営と利用者の安全

確保を図ります。

公共施設再編の検討を行うに当たっては、施設種別の垣根を越えた全庁的な視点からの検討が必要です。保有する公共施設を資源として捉えて、「経営」という考え方に基づいて、本市にとって最適な公共施設のあり方を検討していきます。

公共施設及び社会インフラが本格的に建設され始めたのは５０年ほど前のことであり、インフラと公共施設の更新という課題は、私たちにとって初めての経験です。決してたやすい道ではないと思いますが、だからといって、今、この大きな課題に真剣に向き合わず、その対応を先送りすることはできません。より良い資産をより良い形で引き継ぎ、将来を担う次の世代の人たちに負担を先送りしないためにも、今この大きな問題に真剣に取り組み、解決していきたいと思います。

限りある財源の中で、地方自治法第２条第１４項に定められた「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げる」ため、今後とも多用な市民ニーズに的確に継続的に応えつつ、本市にとって最適な公共施設のあり方を実現させるための公共施設の再編に取り組みます。

第６章　取組のスケジュール

公共施設再編に係るこれまでの取組としては、平成２５年度から全庁的に統一した施設台帳の様式を定め、施設情報の一元管理を行っています。

次に、これを基として、本市の公共施設の実態を把握し、本計画の基礎資料とするため、平成２６年度末に「山陽小野田市公共施設白書」を作成しました。白書の作成と並行して、平成２６年度以降、公共施設の今後の方向性について、それぞれの施設所管部署と協議を行ってきました。その後、個々の施設における今後の具体的な方針を定める個別施設計画や各種インフラに係る長寿命化計画を策定し、計画的な修繕や更新に取り組んでいます。各施設の今後の方向性を検討するに当たっては、図６－①に示すフローチャートを基に、建物の状態、地域防災機能、将来ニーズや他のまちづくりに係る個別計画の内容等も踏まえ、総合的に判断しています。公共施設の方向性を決定するための協議は、十分な時間をかけて慎重に進めていく必要がありますので、本計画を基本的な考え方として、今後も各施設所管部署との協議を継続していきます。

図6－①　施設点検のフローチャート

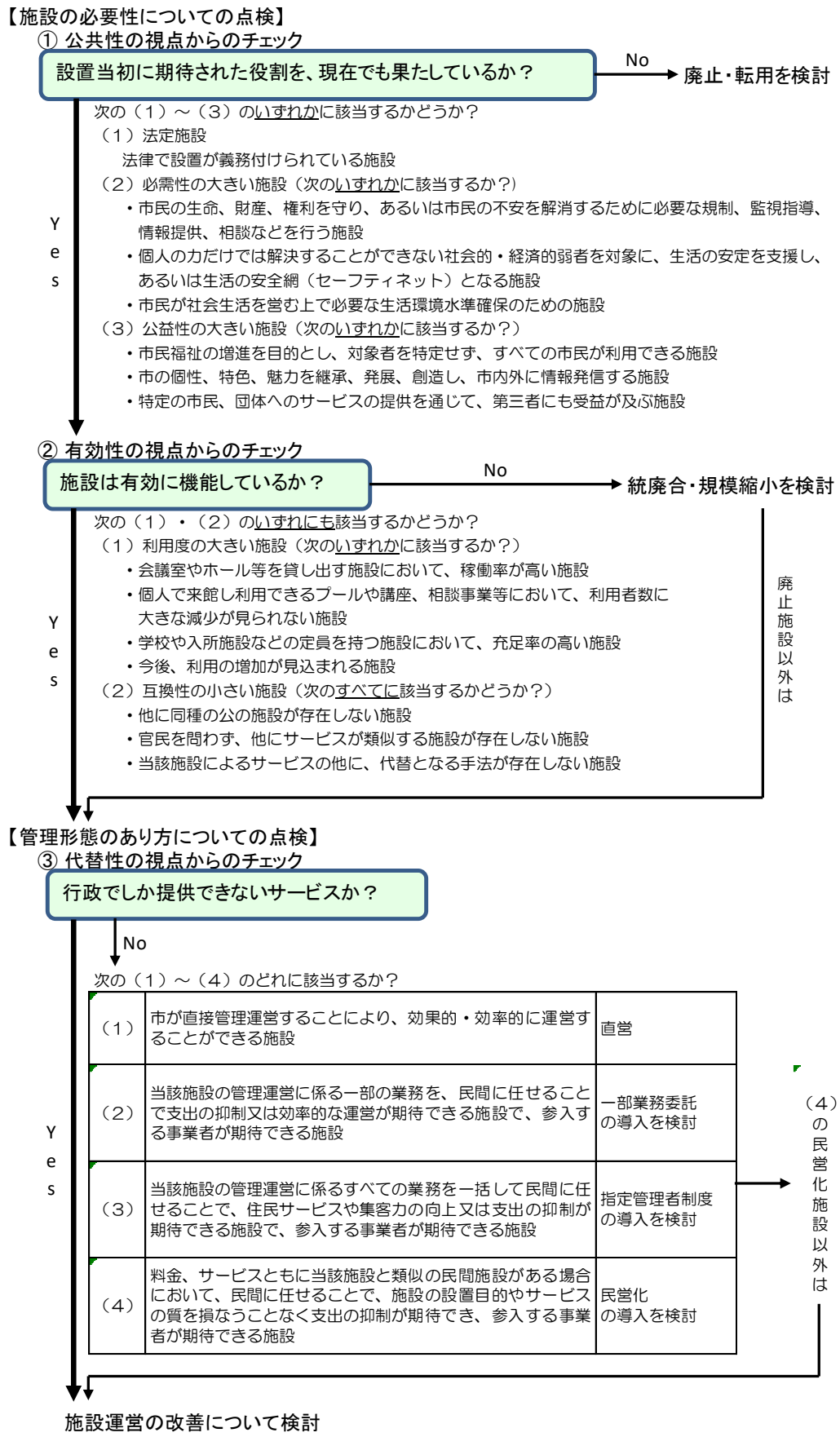

本市における合併後の公共施設再編の取組例は以下のとおりです（老朽化による建替えや進行中のものを含みます。）。

・山陽消防署の建替え
・環境衛生センターの建替え
・斎場の再編整備（小野田斎場と山陽斎場を統合）
・（旧）商業起業家支援センターの廃止
・厚狭地区複合施設の整備（山陽総合事務所、厚狭公民館及び厚狭図書館を複合化）
・埴生地区公共施設の整備（埴生支所、埴生公民館及び埴生児童クラブ室を複合化、埴生小・中連携校（施設一体型）の整備）
・厚陽小・中連携校（施設一体型）の整備
・病院の再編整備（山陽小野田市民病院の建替え、山陽市民病院の廃止）
・学校給食センターの整備
・勤労青少年ホームの廃止（小野田、山陽の２館）
・公民館と福祉会館の地域交流センター化
・ねたろう保育園の整備（出合、下津、津布田の３園を統合）
・地方卸売市場の廃止
・ケアセンターさんようの廃止
・商工センターを廃止し、跡地を活用した民間複合施設の整備（公園通出張所、福祉センター、地域職業相談室の機能集約）
・日の出保育園の建替え（公立保育所再編基本計画に基づく更新）
・浄化センターの下水受入施設化（し尿及び下水の共同処理）

次に、本計画の対象期間についてですが、公共施設の寿命は数十年に及ぶため、公共施設のあり方の検討に当たっては中長期的な視点を持つことが不可欠です。総務省からも、公共施設等総合管理計画の計画期間は「１０年以上とすることが望ましい」とされています。

そこで、本計画の期間は、現在築２０年～３０年を経過した施設が、今後本格的な建替えの検討が必要となる将来を見据えて、令和１７年度まで

の２０年間としますが、社会情勢や環境の変化、個別施設計画における取組内容や情報の蓄積等を踏まえ、おおむね１０年を目安として、取組の方向性の再確認と検討を行いながら、適切に見直します。

図６－②及び図６－③は、本計画に基づく今後の取組についてイメージにしたものです。

図6－②　公共施設再編の計画期間のイメージ

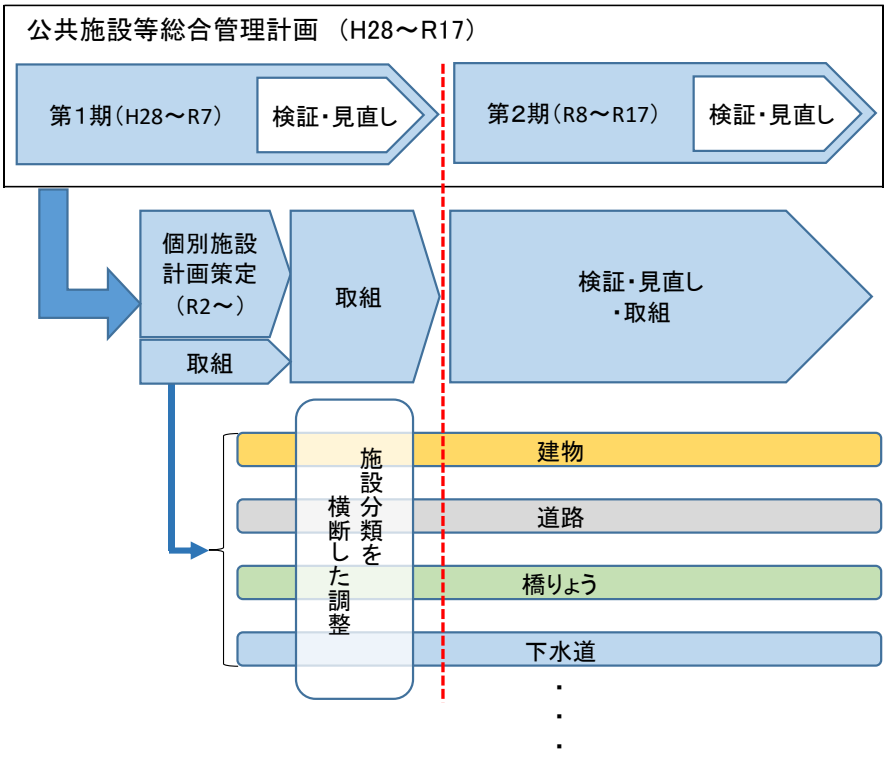

図6－③　PDCAサイクルによる計画の推進

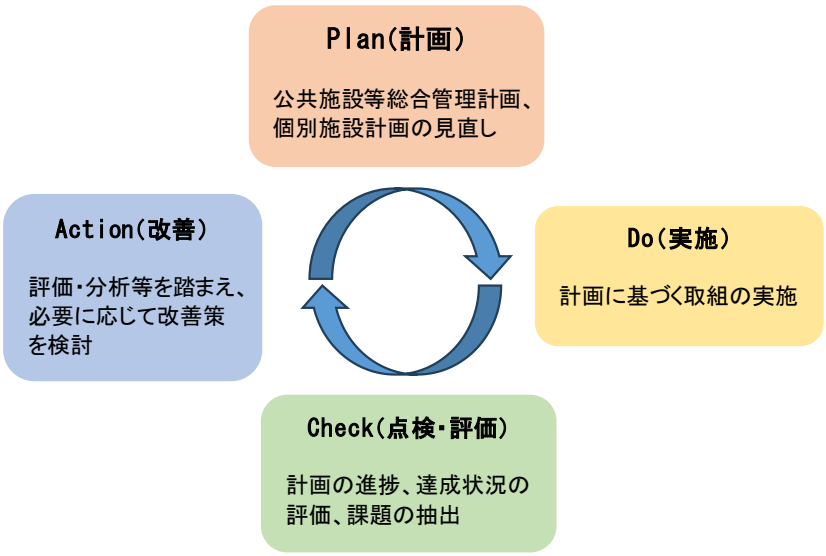

第７章　取組体制

公共施設（行政財産）の維持管理や利活用は、それぞれの施設所管部署が行うことが基本です。

しかし、多様化・複雑化が予想される行政サービスに、適切に継続的に対応していくためには、施設の優先性や効率性等を十分に勘案しながら、公共施設サービスの提供に係る費用を必要最小限にする必要があり、そのためには、「経営」という視点からの施設運営も必要です。

その際、職員一人ひとりが、財政状況や公共施設の状況を認識の上、経営的視点を持って、施設整備、施設再編及びコスト削減に努めていくことが重要です。

本市では、公共施設の再編や公共施設の管理運営形態に関することを所掌事務とする全庁体制の「行政改革推進プロジェクトチーム」を組織していますので、将来も見据えて、本市にとってもっともふさわしい公共施設のあり方や公共施設の効率的な運営を実現させるため、市役所内の部・課の垣根を超えて一体となった取組を進めていきます。

また、公共施設の再編は市民に密接に関わることであるため、積極的に情報を公開し、広く市民の声を聞くよう努めます。これにより、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、本市全体で公共施設再編の取組を進めていきます。

第８章　具体的な方針

（1）施設情報の一元管理

本市が保有する公共施設（行政財産）の維持管理や利活用は、それぞれの施設所管部署が行うことが基本であり、施設台帳も施設の所管部署が管理してきました。したがって、施設の利用状況や建物の性能・修繕・維持管理コスト等の情報について、統一的に把握し、全体を見渡すことができませんでした。このため、部局等を超えて全庁的な視点で見た場合、効率的な施設の管理運営や利活用が十分に行われていないケースもありました。

人口減少と高齢化の進行により、今後も厳しい財政状況が予想される中、本市が保有する公共施設について、「経営」の視点を持って有効活用していくことが必要です。そのため、本市では、各施設の基本情報、稼働率、修繕履歴及びその他の必要な情報について、統一様式による施設台帳の整備に取り組みました。今後もこの情報を更新し、内容の充実に努めることにより、施設を単体で考えるのではなく、全庁的・戦略的な視点から、市有施設の全体像の把握、施設情報の一元管理に努めます。また、これまでは主に「事後保全型」の維持管理を行ってきましたが、今後は定期的な点検や劣化調査等に基づき計画的な保全を行い、施設を安全な状態で長く使うための「予防保全型」の維持管理に切り替えていく必要があります。点検や診断等の履歴を集積・蓄積し、一元管理された施設情報を維持管理・更新等を含む老朽化対策等に活かすことが必要です。今後は、様々な施設情報のシステム管理化などを含め、最適な活用方法についても検討していきます。

また、総務省からも、すべての地方公共団体において、平成２９年度までに統一的な基準による財務書類等（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）を作成することが要請され、本市でも固定資産台帳の整備を行いました。これにより、公共施設の総量や老朽化の度合い、更新費用の把握が容易になるなど、本計画の見直し等に活用できます。

（2）総量抑制

第３章（３）及び第５章で見たとおり、現在の公共施設保有量を保ったまま更新していく場合の経済的負担は、過去１４年間の平均と比べて大変大きくなるため、公共施設に係る費用負担を少しでも少なくするために、総量抑制に取り組む必要があります。

公共施設の総量抑制を実現するためには、原則として施設の新規整備をできるだけ控え、新たな公共施設サービスの需要が生じた場合には、未利用施設や既存施設の有効活用を優先して検討する必要があります。しかしながら、どうしても施設を更新する必要がある場合は、周辺施設との複合化、保有形態の見直し（民間施設への入居・賃借等）、施設のコンパクト化等、施設規模の縮減策を十分に勘案し、本市の公共施設保有量が現在よりも多くならないような方策を検討します。

公共施設の保有量の削減について、具体的に試算してみます。

将来の人口減少を踏まえて、現在の人口一人当たりの施設延床面積５．００㎡を維持しようとすれば、試算上は、図８－①のとおり現在の公共施設の延床面積を約８％縮減することが必要です。

図8－①　施設面積縮減のイメージ（試算パターン1）

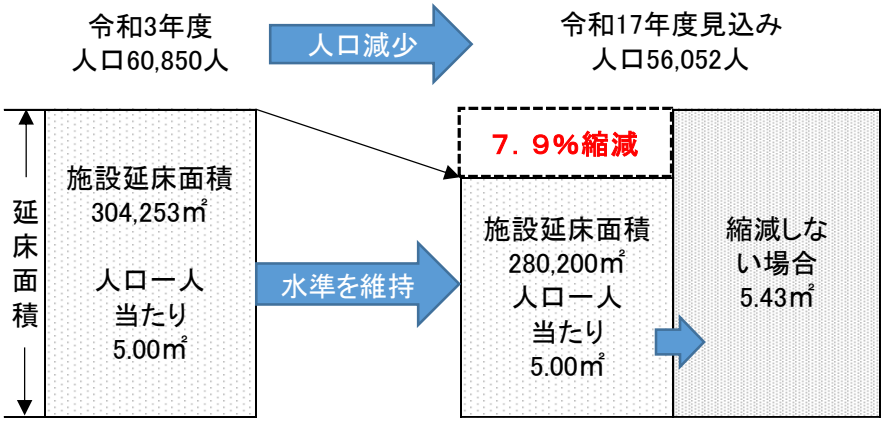

※人口一人当たりの公共施設延床面積5．00㎡を保つパターン

次に、将来的に本市の人口一人当たり公共施設延床面積を、仮に全類似団体平均値である４．０２㎡に近づけようとすると、試算上は、図８－②のとおり現在の公共施設の延床面積を約２６％縮減することが必要です。

図8－②　施設面積縮減のイメージ（試算パターン2）

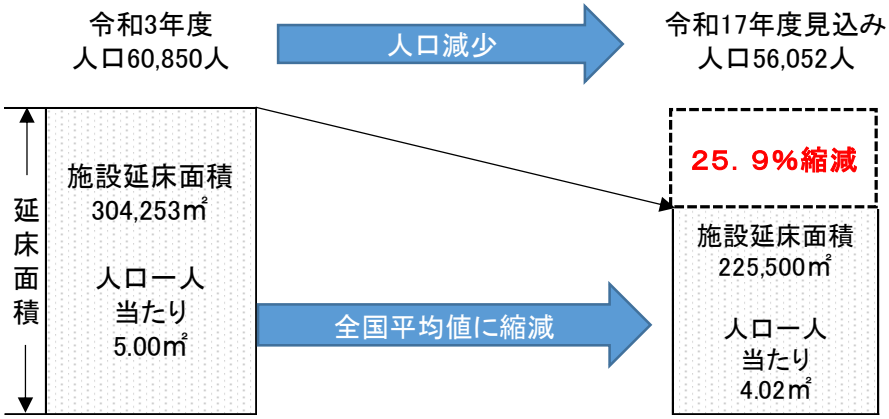

※人口一人当たりの公共施設延床面積を4．02㎡に近づけるパターン

本市が保有する公共施設を大幅に削減すれば、サービス水準の低下により市民生活に影響を及ぼすことも懸念されるところですが、公共施設に係る維持・管理・更新費用を必要最小限にするためには、考えられる様々な手法を組み合わせて取り組んでいく必要があり、その手法の一つとして、総量抑制は避けることのできない方向性です。

施設の総量抑制のためには、まずそれぞれの施設のサービスについて、真に必要なサービスかどうか、施設を維持しなくてもサービスの提供ができるのではないか、より施設の有効活用を図る方法はないか等、個々の施設について現状分析を行い、維持すべき施設と維持する必要のない施設とに分類し、図８－③に示すイメージで、個別の施設ごとに最適なあり方を検討します。

図8－③　施設サービス確認のイメージ

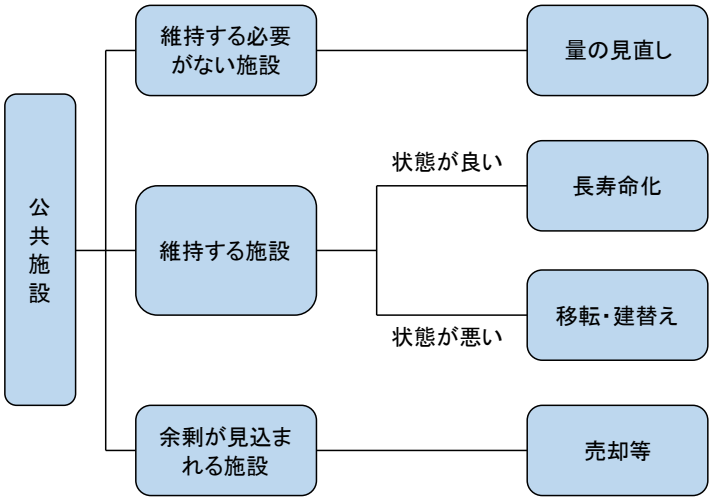

総量抑制の取組により、身近にあった公共施設が多少遠方になることもあるかもしれませんが、市民の皆様に少しずつ御協力をいただきながら、必要な行政サービスを適切かつ持続的に提供していくことができるよう、公共施設の適正配置と総量抑制に取り組んでいきます。

（3）複合化・共用化

「複合化」とは、異なる機能の施設を一つの建物又は同一敷地内にまとめることを言います。

単独機能の公共施設は、設置目的や責任の所在が明確であるという利点がありますが、目的の異なる施設を複合施設として整備することにより、玄関、ロビー、廊下、階段及びトイレ等の共用スペースの相互利用が可能となり、全体として公共施設の面積を減らすことができます。

また、一つの施設が複数の機能を持つことによって、必要な機能を確保したままで、異なる世代間の交流が生まれ、それにより新しい付加価値を生み出すことも期待できます。

本市では、平成２８年に、老朽化した山陽総合事務所、厚狭公民館、厚狭図書館を再編するための協議を重ね、これに既存の保健センターを含めて４つの機能を併せ持つ厚狭地区複合施設を整備しました。また、令和２年には、埴生支所、埴生公民館（現：埴生地域交流センター）、埴生児童ク

ラブを複合化により整備しました。これにより、これまでの１つの機能ごとに１つの建物を整備していたときと比べて、共用スペースの相互利用による面積節減が実現しています。地域施設の複合化は、今後公共施設再編を進める上で有効な手法と考えられます。

「共用化」は、施設分類及び利用者が異なるが、同様のサービスを提供する施設について、建物やスペースを共用することです。共用化は、比較的近距離に位置する施設について実現可能と思われ、施設数及び施設面積の削減が可能となる一方で、必要な機能は確保できるため、公共施設再編を進める上で有効な手法です。

図8－④　複合化のイメージ

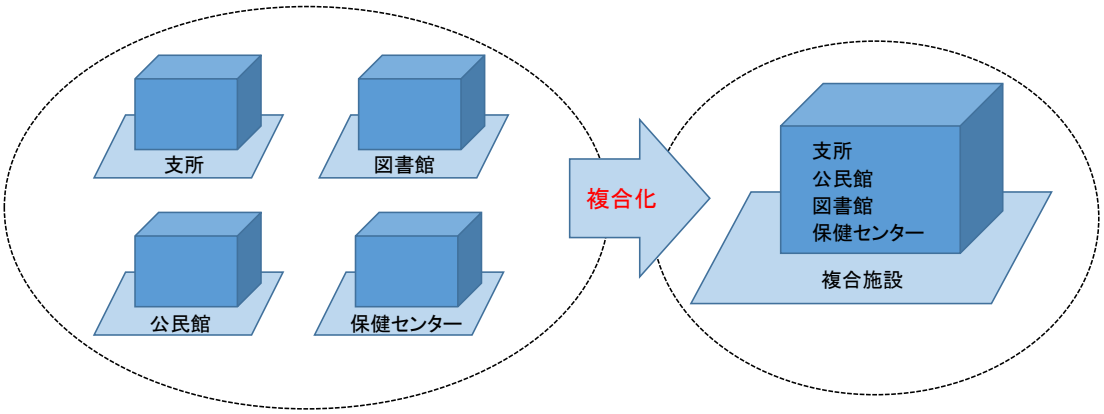

図8－⑤　共用化のイメージ
同じ機能で利用者が異なる施設

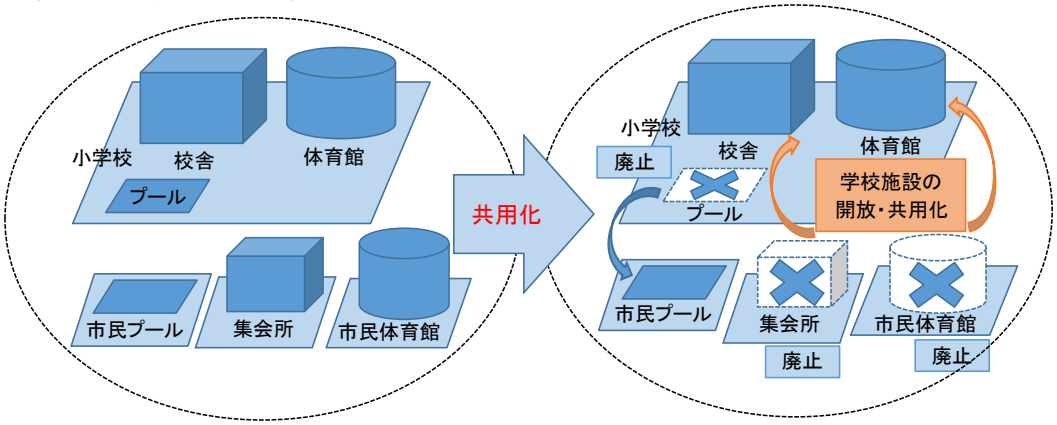

※施設は例を示したものです。具体的な検討を予定しているわけではありません。

複合化や共用化により不要となった建物や土地については、積極的に売却し、又は貸し付けることにより、財源確保に努めます。

厚狭地区複合施設
（山陽総合事務所、厚狭地域交流センター、
厚狭図書館、保健センター）

埴生複合施設
（埴生支所、埴生地域交流センター、
埴生児童クラブ室）

（4）集約化・統廃合

「集約化」は、類似する機能を持つ施設を１つにまとめること、「統廃合」は、施設をまとめることにより施設を廃止することを言います。

自家用乗用車の普及と交通網の整備により、各施設へのアクセスが向上し、同時に市町の合併によって機能が重複する施設も見られます。

既に見たように、将来にわたって現在の施設規模を維持することは難しいため、今後公共施設の大規模修繕や更新を行う際には、類似施設の集約化をすることで、必要な行政サービスを維持しつつ、効率的な行財政運営の実現に努めます。

図８－⑥　統廃合のイメージ
同一市に同じ機能の施設が複数ある

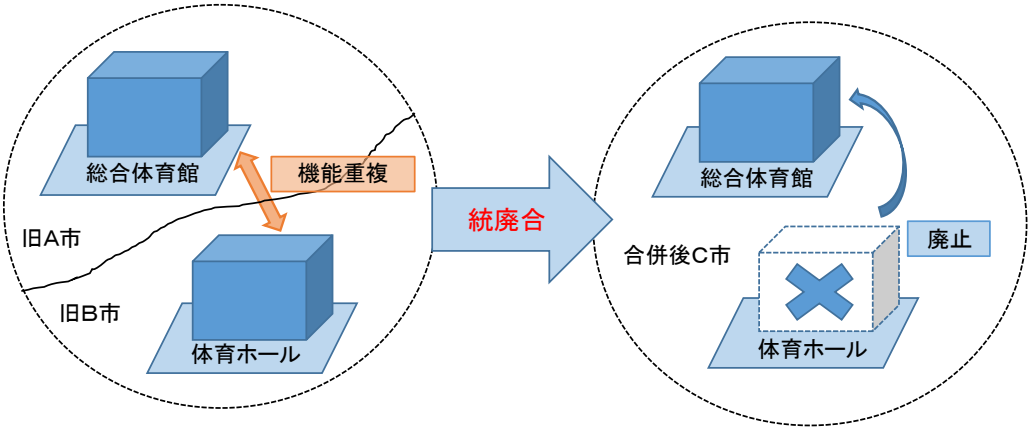

※施設は例を示したものです。具体的な検討を予定しているわけではありません。

斎場（２斎場を統合し整備）

ねたろう保育園（３園を統合し整備）

市民病院（２病院を統合し整備）

（5）長寿命化

施設の建替えによるコストを抑制するためには、既存の施設を可能な限り長く使用して建替えの間隔を延ばすことが有効です。

これまでは、主に「事後保全型」の維持管理を行ってきましたが、今後は「予防保全型」の維持管理に切り替えていく必要があります。予防的な保全を実施し、健全な状態を維持したままで施設の耐用年数を延ばし、建物の更新間隔を長くすることにより、トータルコストの縮減を図ることができます。また、将来発生が見込まれる費用を可視化することにより、必要な予算の事前確保と財政負担の平準化も期待できます。あわせて、施設による水準のばらつきをなくし、不具合箇所が発生する前に予防保全を行うことにより、市民の安全な施設利用も確保できます。

市役所本庁舎（耐震工事及び環境改善事業）

第３章（３）では、現在保有する公共施設をそのまま維持した場合に必要となる施設更新費用を試算しましたが、長寿命化に取り組んで、大規模修繕までの期間と施設の耐用年数を延ばしたと仮定して施設更新費用を試算してみました。その結果は図８－⑦のとおりです。

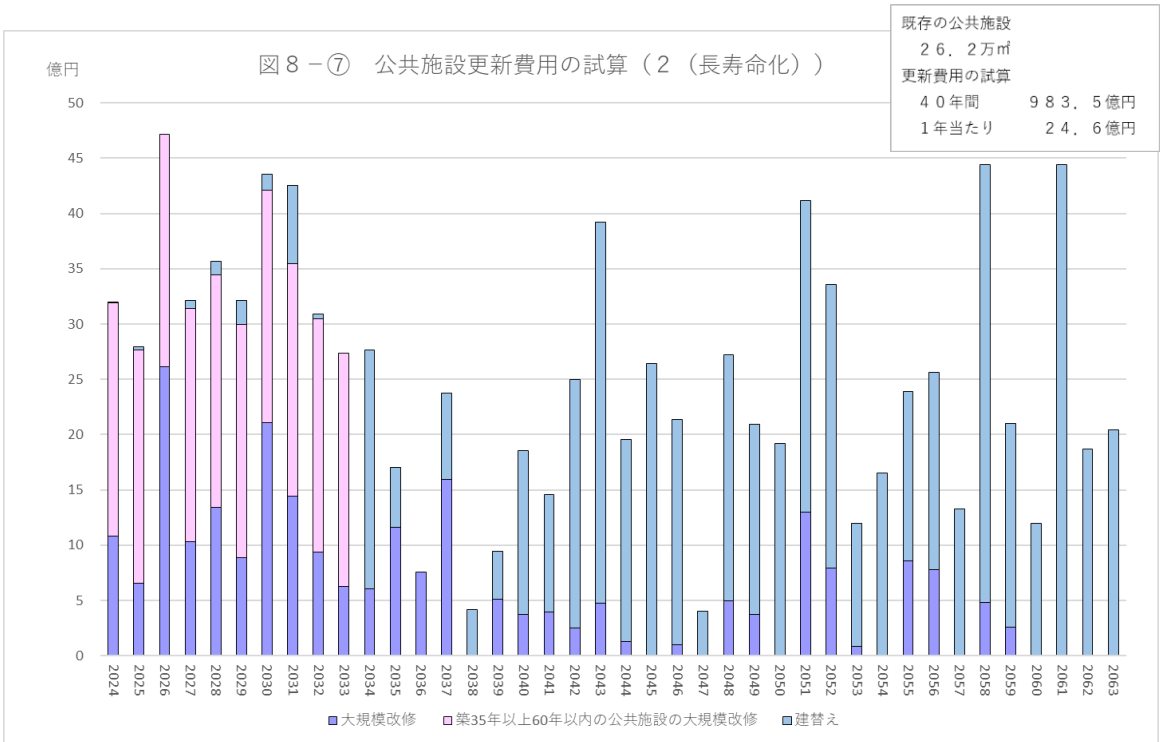

試算の結果、長寿命化に努めることによる費用軽減額は、表８－①のとおり、年平均が約３．７億円、４０年間の合計は約１４７億円という試算結果となりました。

表8－①　長寿命化の費用効果

	試算（1）	試算（2） （長寿命化）	費用効果
大　規　模　修　繕	築後30年	築後35年	
建　　替　　え	築後60年	築後70年	
１年当たり更新費用	28．3億円	24．6億円	3．7億円
40年間の更新費用	1，130．5億円	983．5億円	147．0億円

※更新費用の試算は、図３－⑥でも用いた一般財団法人地域総合整備財団作成による公共施設等更新費用試算ソフトの考え方を基に、建築後の大規模修繕及び建替えまでの期間を変えて行いました。

図8－⑧　予防保全による長寿命化のイメージ

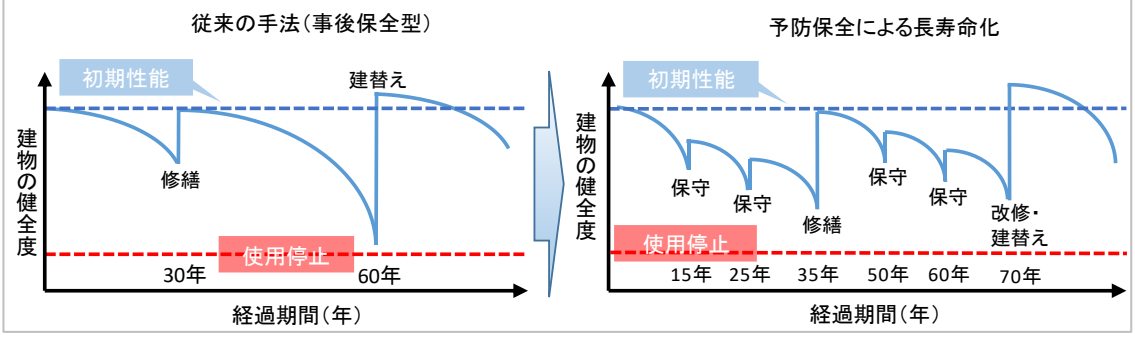

（6）健全な財政運営と自主財源の確保

公共施設の再編に取り組むのは、多様化・高度化・複雑化する住民サービスに、将来的に安定して対応するために、公共施設の管理運営に係る経費を必要最小限にするためです。

現在利用されていない土地や建物はもちろん、今後、施設の複合化や統廃合等に伴い不要となる土地・建物については、積極的な貸付けや売却を行い、自主財源の確保に努めるとともに、不要な維持管理経費の削減に努めます。

保有を継続する施設については、その設置目的に沿って、できるだけ多くの市民に利用していただくことが必要です。そのため、各施設における稼働率の状況や提供サービスの対象範囲等の把握・整理に努め、利用者が

少ない施設、稼働率が低い施設については、より多くの市民に利用してもらえるよう、利用者の視点に立った施設運営を行う等、施設の利用促進のための取組が必要です。

（7）民間活力の活用・民間等への譲渡

多様化・複雑化する公共サービスの需要に、公共の力だけで対応していくには限界があります。民間でできることはできるだけ民間に委ねることを基本に、サービス向上やコスト削減の観点から、ＰＰＰ(※)、ＰＦＩ(※)、指定管理者制度の導入、外部委託及び民営化等による民間ノウハウの活用が重要です。また、市民の利便性やサービスの向上が期待できる場合は、民間施設への入居・賃借等によるサービス提供など保有形態の見直しについても検討します。

※ＰＰＰ：public private partnership。行政と民間とが協力して公共サービスを効率的に運営する手法のことで、官民パートナーシップ、官民連携とも呼ばれます。

※ＰＦＩ：Private Finance Initiative。公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。ＰＦＩは、ＰＰＰの代表的な手法の一つです。

公共施設の維持管理の面でも、民間活力を生かすことにより、サービス向上や経費節減等が期待できます。業務委託や指定管理者制度の活用については、今後も一層取組を推進し、施設の維持管理について、市が直接行わなければならないかどうか、民間活力の導入により住民サービスの向上や経費の節減が期待できないかどうか等を検討して、それぞれの施設にとって最適な管理運営形態を検討します。

また、これまで取り組んできた指定管理者制度の導入や事務の外部委託等は、サービス水準の維持・向上を前提としたものですが、これに加えて、今後は、利用が少ない時間帯がある施設の開館時間短縮等による、サービス水準・運営経費の適正化についても検討していく必要があります。

図８－⑨　民間施設の活用による施設廃止
周辺に同じ機能の民間施設がある

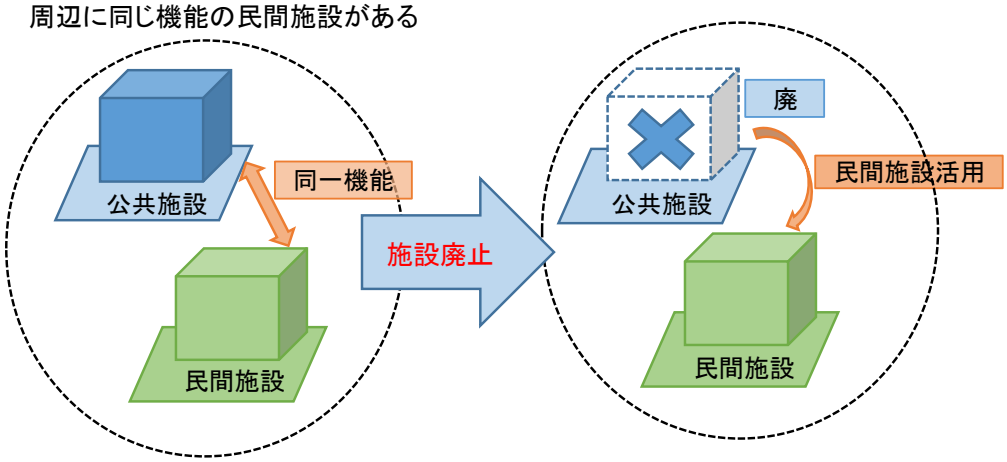

図８－⑩　民間譲渡による公共施設廃止

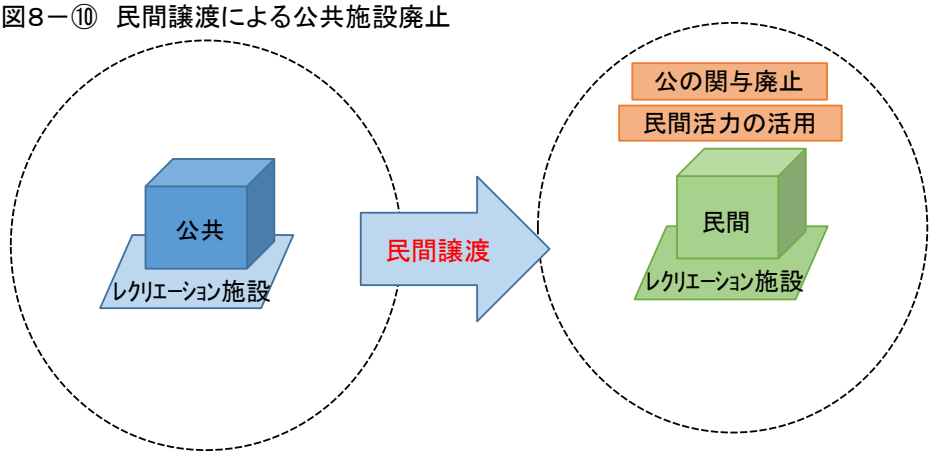

このほか、利用者が特定の地区住民や特定団体などに固定している施設については、関係団体等への譲渡等を検討します。また、民間事業者等によるサービス提供が定着しており、民間事業者等による施設の保有がより効果的であると見込まれる施設については、当該事業者等への譲渡を含めたあり方を検討します。

Ａスクエア（LABV 手法による官民複合施設の整備）

サッカー交流公園
（R5～指定管理者制度導入施設）

（8）利用者負担の見直し

公共施設の維持・管理・運営に係る費用について、そのすべてを施設利用者の使用料で賄うことができれば良いのですが、実際にはほとんどの公共施設は、収入と支出を比較した場合支出超過となっており、必要な経費に税金が充てられています。

公共施設にはそれぞれ設置目的があり、本市としてはその設置目的に沿って、少しでも多くの方に施設を利用していただけるよう、施設のＰＲや魅力的な事業実施等を行っています。

現状では、公共施設の運営経費について、使用料でカバーされている割合が低く、多額の税金が充てられている施設が多いことから、施設を利用する人と利用しない人との公平性の観点から、受益者負担の考え方を再度見直し、適正な使用料の設定や減免基準の見直しについて、今後も継続的に検討していく必要があります。

（9）近隣市等との連携

過去、自治体単位ごと、各小学校区等の地域単位ごとに、必要な公共施設を整備するという、いわゆる「フルセット型」の施設配置を基本として、施設整備を行ってきました。

しかし、市民の行動範囲や生活圏が広がり、市域を超えた移動も頻繁に行われている今日において、今後もこれまでどおりのフルセット型の施設配置を維持する必要性は低くなっています。また、人口減少と厳しい財政状況に対応するために、選択と集中による事業の取捨選択が求められる今後の状況を考えてみても、フルセット型の施設配置から転換を図る必要があります。

今後は、地域や市の垣根を越えた広い視点からの公共施設の整備や、近隣市と連携した公共施設の共同利用や共同整備、さらには国や県の施設との連携も含めて、広域的な施設整備について検討を行うことが必要です。

図8－⑪　共同利用のイメージ

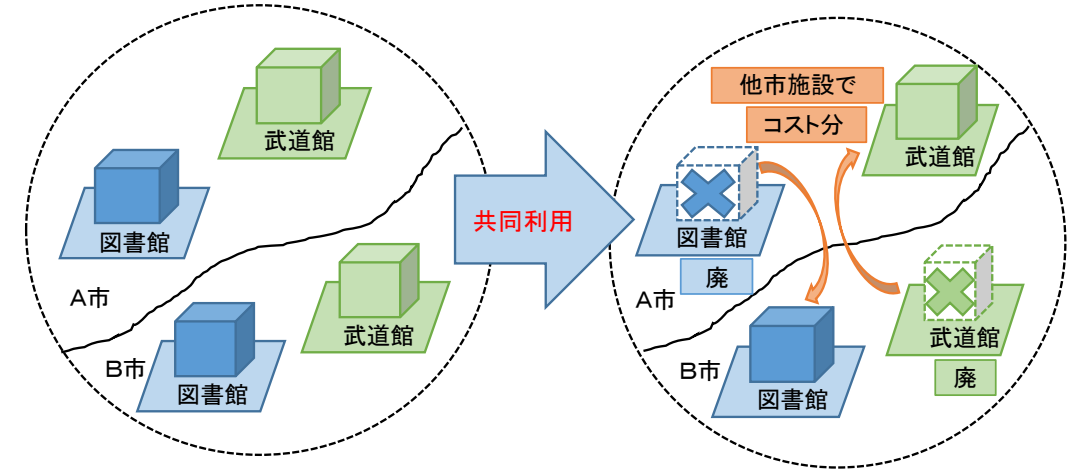

※施設は例を示したものです。具体的な検討を予定しているわけではありません。

（10）利用者の安全確保

公共施設は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方に利用される施設であり、中には災害時の避難所や防災拠点となるところもあります。そのため、施設利用者の安全確保が必要であることは言うまでもなく、消防設備をはじめ人命にかかわる設備機能が正常に作動することは、安全確保の大前提となります。この観点からも、既に見た予防保全による適切な維持管理の取組が必要となります。安全確保に当たっては、災害時の拠点施設かどうか、多くの市民の利用があるかどうか等の視点から、対応の優先度を検討します。また、今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早い時期での供用廃止や建物の解体等、適切な措置を行います。

また、耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」では、耐震診断とその結果の報告が義務付けられている「要緊急安全確認大規模建築物」と、耐震診断とその結果に基づく耐震改修の努力義務が課せられている「特定既存耐震不適格建築物」とが定められています。これらの施設については、他の施設より優先的に、耐震診断とその結果に基づく耐震化工事を実施しています。

（11）基金の造成・活用

第３章（３）では、現在の公共施設の規模を保つ場合の更新費用を試算し、将来の費用負担が大きくなることを示しました。

本計画は、この状況を打開するために、あらゆる面からの対策を講じることによって、本市の身の丈にあった施設保有を実現し、公共施設の維持管理更新に係る費用負担を軽減・平準化するために定めるものです。

しかしながら、そのための手法の一つである公共施設の長寿命化を実現するためには、これまで取り組んでこなかった予防保全のための費用が新たに経常的に発生することとなります。

このように、公共施設の再編を政策として継続的に取り組んでいくためには、一定の予算確保が必要となります。他自治体では、実際に一定の財源を確保して公共施設の再編に取り組んでいるところもあります。

今後も厳しい財政状況が予想される中、将来必要となる公共施設の更新や大規模修繕、予防保全のための点検等に必要な費用について、長期間にわたって安定して対応することができるように、公共施設やインフラ施設の更新及び修繕等に要する経費を確保する一つの方策として、基金造成の上、公共施設の整備の財源として活用していくことについて検討していきます。

（12）ユニバーサルデザイン化

市民ニーズや施設の状況等を踏まえながら、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、今後の施設の改修・更新の機会を捉えて、ユニバーサルデザイン化を進めます。

（13）脱炭素化

「山陽小野田市ＧＸ推進指針」等に基づき、経済性や施設特性も考慮しながら、ＬＥＤ照明の導入や断熱性能の高い材料の使用等による省エネルギー化及び再生可能エネルギーの有効利用等に取り組み、脱炭素化に努めます。

（14）跡地活用

未利用公共施設、未利用地のほか、施設の統廃合等により生じることが見込まれる跡地（土地及び建物）について、市民の貴重な財産という考え方に立ち、市民全体の利益、地域活性化に資するような有効活用を図るため、平成３１年３月に策定した「山陽小野田市公共施設跡地活用指針」に基づき検討を進めます。検討に当たっては、現在、発生している跡地に加え、将来的に未利用となることが想定される跡地についても、発生が想定される時点から、全庁をあげて対応することとしています。

第９章　施設ごとの取組の方向性

これまで、全体的な視点から公共施設再編の方針について検討してきました。次に施設ごとの施設の状況と再編の方向性について検討します。

次ページ以降、施設区分ごとに一覧表を示し、現状、課題及び現時点で考えられる今後の方向性を示しています。「築年数」については、視覚的に分かりやすくするため、以下のとおり色分けしました。色分けは目安として行っているものであり、建物の状況や実際の耐用年数は、躯体の構造や維持管理の状況によって異なります。

※施設としての用途が廃止され、建物のみが現存しているものは含みません。

築年数２０年以下
築年数２１年以上４０年以下
築年数４１年以上

（1）事務庁舎

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
市役所本庁舎　本館	S38.3	61	5,503	5	高千帆
市役所本庁舎　別棟（現業棟）	S38.3	61	399	2	高千帆
市役所本庁舎　別館	H3.6	32	1,288	3	高千帆
市役所本庁舎　第２別館	R3.6	2	884	3	高千帆
山陽総合事務所（厚狭地区複合施設　主棟）	H27.8	8	1,199	2	厚狭
南支所	S60.3	39	88	1	赤崎
埴生支所	R2.2	4	119	1	埴生
南支所	S60.3	39	88	1	赤崎
公園通出張所（Aスクエア内）	R6.3	0	－	5	須恵
厚陽出張所（厚陽地域交流センター併設）	S48.4	51	－	2	厚陽

事務庁舎は、窓口サービスの提供や議会運営等、行政運営に必要な機能をはじめ、災害時には災害対策本部としての役割を担う等、他の施設では代替することができない行政の中枢施設です。

本庁舎本館は、昭和３８年に建設された建物で、建物・設備とも老朽化が進んでいたことから、平成２６年度に実施した耐震診断の結果も踏まえ、令和３年度に耐震改修工事、令和４年度に外壁・防水改修工事、令和５年度に内装・空調改修工事を実施しました。今後は、老朽化が進んでいる別

棟や車庫の解体工事も進めながら適切な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

山陽総合事務所については、山陽総合事務所、保健センター、厚狭地域交流センター（旧厚狭公民館）及び厚狭図書館の機能を併せ持つ厚狭地区複合施設として新たに整備し、平成２８年２月に供用開始しました。

埴生支所については、埴生地域交流センター（旧埴生公民館）、埴生児童クラブ室が一体となった複合施設を移転整備し、令和２年１１月に供用開始しました。

本庁舎、山陽総合事務所及び埴生支所のほかにも、行政の窓口サービスを提供する施設として、南支所、公園通出張所及び厚陽出張所がありますが、南支所及び厚陽出張所は地域交流センターの一室であるという状況のため、ここでは施設一覧に挙げていません。公園通出張所は、ＬＡＢＶプロジェクトにより整備された民間施設の中にあり、市が所有する建物ではないため、一覧表には延べ床面積を計上していません。

支所や出張所は、市民の暮らしを身近に支える施設として、各種証明書の発行や申請・届出の受付、公金の収納等、市民生活に密着した業務を行っていますが、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストア等のキオスク端末での各種証明書の発行が可能になっているほか、税等のコンビニエンスストアでの納付やキャッシュレス納付が進んでいる状況も鑑みて、将来的な支所及び出張所存続の要否についても見直す必要があります。

（2）消防施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
小野田消防署　本棟	H11.3	25	2,397	2	小野田
小野田消防署　電気室棟	H11.3	25	64	1	小野田
小野田消防署　車庫・倉庫棟	H11.3	25	286	1	小野田
小野田消防署　訓練塔（主塔、補助塔）	H12.1	24	342	5	小野田
山陽消防署　本棟	H25.3	11	1,290	2	厚狭
山陽消防署　訓練塔	H25.3	11	105	3	厚狭
山陽消防署　倉庫棟	H25.3	11	90	3	厚狭
山陽消防署埴生出張所　本棟	S56.3	43	153	1	埴生
山陽消防署埴生出張所　車庫棟	S56.3	43	90	1	埴生

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
厚狭北分団庫	H20.3	16	67	1	厚狭
赤川防災倉庫	S64.1	35	12	1	厚狭
森広防災倉庫	S33.3	66	12	1	厚狭
厚狭分団庫	H28.3	8	66	1	厚狭
厚狭防災倉庫	S59.12	39	78	1	厚狭
鴨庄防災倉庫	S33.3	66	12	1	厚狭
下津防災倉庫	H3.1	33	22	1	厚狭
出合分団庫	H19.3	17	49	1	出合
厚陽分団庫	H19.3	17	49	1	厚陽
津布田分団庫	H16.11	19	31	1	埴生
埴生分団庫	R4.3	2	68	1	埴生
福田防災倉庫	S61.3	38	24	1	埴生
大持防災倉庫	H3.12	32	17	1	埴生
本山分団庫	S57.12	41	52	1	本山
赤崎分団庫	S60.3	39	52	1	赤崎
須恵分団庫	H12.2	24	61	1	須恵
小野田分団庫	H2.3	34	48	1	小野田
小野田防災倉庫	S55.11	43	52	1	小野田
高泊分団庫	S61.3	38	49	1	高泊
高千帆分団庫	H7.3	29	58	1	高千帆
有帆分団庫	S60.3	39	52	1	有帆

消防施設は、災害時における災害対応の拠点施設として、市民の生命と財産を守るために必要不可欠な施設です。常備消防（専任の職員が勤務する消防本部及び消防署のこと。）業務は一部事務組合である宇部・山陽小野田消防組合が行っていますが、消防庁舎は市所有の財産です。

本市の消防施設としては、消防署が２施設、出張所が１施設のほか、分団庫及び防災倉庫があります。

小野田消防署は築２５年、山陽消防署は築１１年を経過した施設です。施設内水銀灯のＬＥＤ化をはじめ、今後もできるだけ長期間の使用ができるよう、計画的かつ予防的な維持保全を行い、長寿命化に努めます。

山陽消防署埴生出張所は、築４３年を超える施設です。現在の施設は手狭であり、老朽化に伴い補修を要する箇所も多い状況であることから、現敷地の南側への建替え工事が進んでいます。

その他、分団庫及び防災倉庫は、地域における消防防災体制の中核的存在である消防団の活動拠点として必要な施設です。今後、修繕や建替えについては、計画的に進めていく必要があります。

（3）環境施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
斎場	H30.11	5	1,765	2	厚狭
環境調査センター	S45.4	54	499	1	高泊
環境衛生センター	H27.3	9	6,491	4	小野田
リサイクルプラザ（タルちゃんプラザ）	H6.4	30	567	1	小野田
ペットボトルストックヤード	H11.4	25	330	1	小野田
小野田浄化センター	H1.11	34	1,940	3	小野田
山陽中継所	S55.1	44	969	2	出合

斎場で行う火葬業務は市固有の事務であり、火葬場は市民の死亡に際して火葬を行うために必要な施設です。旧小野田斎場及び旧山陽斎場は、ともに建物、設備とも老朽化が進んでいたことから、平成２４年度以降火葬場の建替えについての検討を行ってきました。検討の過程では、宇部市との広域連携による整備も選択肢として検討しましたが、結果的には「本市単独で、既存の２施設を統合して、現在の山陽斎場の位置に建て替える。」とした基本方針を基に、新斎場を整備し、令和元年７月から供用開始しました。今後は、定期的な点検等に基づく計画的な予防保全を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。なお、現在の斎場の管理運営については、平成２１年度以降指定管理者制度を導入しています。

環境調査センターは、築５０年を超えるＣＢ（コンクリートブロック）造りの施設です。既にＣＢ造りの建物の耐用年数（約４０年）を超えており、施設の老朽化が進んでいます。他市の多くは民間事業者への業務委託で対応しており、本市としても、環境調査業務を精査した上で、関係団体と調整を図りながら、民間事業者への業務委託など検討を進める必要があります。

環境衛生センターは、廃棄物を衛生的かつ効果的に処理するために必要な施設です。旧施設が築３３年となった平成２７年３月に新施設が完成し、同年４月に本格的に稼動しました。また、施設の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、令和４年度から施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して長期包括方式により民間へ委託しました。今後は、民間へ委託する業務範囲の拡大について検討を進めるとともに、旧施設（旧清掃工場を含む）の解体に向けた検討が必要です。

小野田浄化センターは、し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理することで、地域の良好な生活環境の保持及び公共水域の水質保全を図ることを目的とする、必要不可欠な施設です。稼働開始から３０年を経過した施設であり、安定稼働を維持するためには、施設の整備や設備の更新は必須です。整備手法については、施設単体で建て替えるのではなく、隣接する小野田水処理センターで処理するためのし尿受入れ施設として整備することとしています。

（4）福祉施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
指定障害者支援施設みつば園	H2.2	34	1,511	1	小野田
指定障害福祉サービス事業所まつば園　本棟	S57.3	42	435	1	小野田
指定障害福祉サービス事業所まつば園　作業棟	S60.2	39	239	1	小野田
指定障害福祉サービス事業所のぞみ園　本棟	S62.3	37	154	1	小野田
指定障害福祉サービス事業所のぞみ園　相談支援事業所	H26.3	10	24	1	小野田
児童発達支援事業所なるみ園	S47.3	52	489	1	高千帆
老人福祉作業所楽和園	S60.12	38	126	1	須恵
老人福祉作業所厚狭陶好会館	H29.2	7	41	1	厚狭
老人福祉作業所親和荘	S53.3	46	101	1	埴生
老人福祉作業所むつみ荘	S48.4	51	99	1	埴生
石丸総合館	S56.3	43	546	2	出合
福祉センター（Aスクエア内）	R6.3	0	－	5	須恵

指定障害福祉サービス事業所まつば園及びのぞみ園、指定障害者支援施設みつば園は、障がい者の福祉を増進するために設置された施設です。児童発達支援事業所なるみ園は、心身に障がいがある児童等に対し、児童発達支援を行い、児童福祉の増進に寄与するために設置された施設です。一部の建物を除き、いずれの施設も築３５年を超えており、経年に伴う老朽化が見られます。４施設とも平成１８年度以降指定管理者による施設の管理運営がされていますが、このうち、まつば園、のぞみ園及びみつば園の３施設で行われている事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づいて、県の指定を受けた事業所が国等から報酬を受けて実施している事業です。したがって、この３施設については、本市が事業の実施主体として今後も施設を設置し続ける必要性は低く、令和７年度末の指定管理期間終了に合わせ、令和８年度以降の民間譲渡に向

けて検討を進めています。また、なるみ園については、同様の機能を有する民間の児童発達支援センターが整備されたことに伴い、今後必要な児童発達支援の需要を満たす可能性も考えられることから、廃止を含めた今後の在り方について検討を進めています。

老人福祉作業所（楽和園、親和荘、厚狭陶好会館及びむつみ荘）は、老人の福祉の増進及び生きがいの向上を図るために設置された施設です。厚狭陶好会館は平成２９年に新築移転しましたが、それ以外の作業所は、築３５年を超えており、いずれの施設も老朽化が進んでいます。むつみ荘については、築５０年を超えており、老朽化に加え、利用者がいない状況が続いていることから、用途廃止に向けた検討を進めます。その他施設については、高齢者の活動の場として親しまれていますが、今後、地域交流センター等との「機能の重複」という視点からも存続の要否について検討する必要があります。

石丸総合館は、福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的として設置された、隣保館、児童福祉館及び老人憩の家を総合した施設です。築４０年を超えており、施設の老朽化が見られることから、引き続き適切な施設の維持管理に努めます。

福祉センターは本市の福祉の拠点として位置付けられる施設です。以前の建物は築４５年以上経過した旧耐震基準の建物であったため、ＬＡＢＶプロジェクトにより整備された民間施設へ複合化しました。市が所有する建物ではないため、一覧表には延床面積を計上していません。

（5）子育て支援施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
日の出保育園	S50.3	49	754	1	高千帆
日の出保育園　事務所	H12.12	23	64	1	高千帆
厚陽保育園	S47.4	52	644	1	厚陽
ねたろう保育園	R3.10	2	1,418	2	厚狭
本山児童館	H16.3	20	307	2	本山
赤崎児童館	H15.3	21	260	1	赤崎

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
須恵児童館	H8.3	28	273	1	須恵
高泊児童館	H11.3	25	240	1	高泊
高千帆児童館	H7.3	29	282	2	高千帆
有帆児童館	H10.3	26	241	1	有帆
厚狭児童クラブ室	H24.3	12	200	1	厚狭
埴生児童クラブ室	R2.2	4	229	1	埴生
子育て総合支援センター（スマイルキッズ）	H12.10	23	950	2	高千帆

保育所は、保護者が就労している等の理由により、家庭において十分保育することができない乳児又は幼児を、保護者に代わって保育する施設で、本市には３つの市立保育所があります。保育サービスは民間施設でも提供されており、本市には市立保育所のほか、私立保育所が１３か所、事業所内保育所が１か所あり、令和６年４月からは新たに認定こども園１か所が設置されました。このため、市立保育所と私立保育所等との役割分担を見極めた上で、公共施設としての市立保育所の必要性を明確にすることが大切です。

市立保育所は、定員超過や定員割れ、施設の老朽化、進入路や保育スペースが狭いなどの課題を抱えていたことから、適切な保育環境を整備するための方針として定めた公立保育所再編基本計画に基づき、再編整備等を進めています。令和４年には、下津、出合、津布田保育園の３園を統合し、新たにねたろう保育園（定員１４０名）として整備しました。現在は、日の出保育園の建替えに着手しており、令和９年度の供用開始を目指しています。厚陽保育園は、当面現状の保育所運営を継続しますが、出生数や保育需要の動向、私立保育所の受入状況等を注視しつつ、今後の施設の在り方を検討していく必要があります。

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置された施設です。児童館の管理運営については、平成１８年度以降指定管理者制度を導入しています。比較的新しい建物が多く、適切な維持管理による既存施設の長寿命化に努めるとともに、今後は児童クラブ機能を主とした施設に機能転換を図ります。

児童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るために設置された施設です。厚狭児童クラブ室のみ固有の建物を

持ち、その他は児童館や学校の空き教室を利用するなどして事業が行われています。就労する保護者の増加に伴って児童クラブの利用希望者は増加しています。また、利用対象者が小学３年生までから小学６年生までに拡大されたにも関わらず、高学年までの受入れができていない児童クラブもあり、多様なニーズに的確に対応できるよう、計画的に取り組んでいく必要があります。

子育て総合支援センター（スマイルキッズ）は、子育て世代に対するワンストップの支援を提供することを目的として、平成１２年に建設された建物を購入したのち大規模改修を行い、平成３０年度に供用を開始しました。引き続き、適切な維持管理に努めます。

（6）保健衛生施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
保健センター（厚狭地区複合施設）	H8.3	28	1,014	2	厚狭

保健センターは、市民の健康保持及び増進を図ることを目的として設置された施設です。合併前から引き続き、小野田地区、山陽地区にそれぞれ存続していましたが、平成３１年４月に施設の老朽化及び民間での再活用を目的に旧小野田保健センターを無償譲渡したことに伴い、１か所のみとなりました。

（7）産業施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
労働会館	S56.3	43	1,243	2	須恵
雇用能力開発支援センター　本棟	S35.4	64	1,749	2	高泊
雇用能力開発支援センター　新館	S62.4	37	667	2	高泊

労働会館は、健全な勤労文化の高揚を図り、広く市民の福祉増進に資することを目的として設置された施設です。労働会館の管理運営については、平成１９年度以降指定管理者制度を導入しています。築４０年を超えており、建物の老朽化が見られるため、今後も継続して使用する場合は、適切な維持管理が必要です。また、設置からの経年や社会情勢の変化に伴い、

現在でも設置当初の目的に沿った利用がされているかどうかの確認が必要です。利用状況等によっては、転用を含めた施設の在り方について検討する必要があります。

雇用能力開発支援センターは、職業能力開発の推進、労働者のキャリア形成の支援を図り、もって労働者の地位の向上及び地域経済の発展に資することを目的として設置された施設です。本館は築６０年を超えており、新館も築３５年を超えていることから、老朽化への対応が課題です。また、同様の機能を提供する施設が下関市や山口市にも存在することから、施設の必要性についても検討する必要があります。

（8）観光・レクリエーション施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
竜王山公園オートキャンプ場（キャンプセンター）	H11.7	24	386	2	本山
竜王山公園オートキャンプ場（サテライトハウスＡ棟）	H11.5	24	240	1	本山
竜王山公園オートキャンプ場（サテライトハウスＢ棟）	H11.6	24	198	1	本山
竜王山公園　（多目的施設）	H13.4	23	206	1	本山
浜河内緑地　（管理事務所）	S52.10	46	123	1	本山
新沖緑地　（管理事務所）	S63.3	36	46	1	赤崎
若山公園　（野外ステージ）	H9.3	27	206	2	須恵
東沖緑地（管理事務所）	S61.6	37	160	1	小野田
有帆緑地　（管理事務所）	H13.4	23	248	1	有帆
江汐公園　（管理事務所）	H2.4	34	692	1	有帆
きらら交流館	H13.4	23	2,584	2	本山

竜王山公園オートキャンプ場は築２０年を経過しており、施設内設備の更新が必要となってきています。施設の管理運営については、平成１９年度以降指定管理者制度を導入しています。今後も、利用者ニーズを把握しながら適切な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化に努めます。

竜王山公園オートキャンプ場以外の上記一覧表の施設は、主に公園内の管理事務所です。必要最低限の機能を維持するため、施設の維持管理を行います。

また、本市には全部で６５の都市公園があります。緑地は、人々の心にうるおいとやすらぎを与え、快適なまちづくりを進める上で欠かすことができないものです。公園には、上記一覧表に記載のある「建物」以外に、

園路広場、休養施設、遊戯施設、運動施設等多くの施設が整備されています。これらの施設についても、利用者の安全確保のために、適切な維持管理を行う必要があります。

現在、公園の遊具については、政令で定められた基準に適合するよう、毎年、専門業者による点検を行っており、その他施設についても市職員による年２回の点検を行うことにより、危険箇所の早期発見に努めています。また、それら点検結果等を参考にしながら「山陽小野田市公園施設長寿命化計画」に基づいて、軽微な段階から計画的に補修を行い、適切な維持管理及び維持管理コストの縮減と平準化に努めます。

きらら交流館は、平成１３年に生涯学習の推進を図ることを目的として設置された宿泊研修施設ですが、老朽化の進行が早く、建物及び設備の修繕を繰り返している状況が続いたため、令和５年２月末で一旦休館しました。現在、新しいコンセプトの下で観光・交流に寄与する施設としてリニューアルを進めており、令和８年度中の完成を目指しています。

（9）公営住宅

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
本山団地　A棟	S52.3	47	1,033	4	本山
本山団地　B棟	S53.3	46	1,396	4	本山
本山団地　C棟	S54.3	45	1,591	4	本山
本山団地　D棟	S55.3	44	1,591	4	本山
本山団地　E棟	S56.3	43	1,096	4	本山
赤崎団地	S60.7	38	787	3	赤崎
古開作第二団地　A棟	S62.9	36	768	3	須恵
古開作第二団地　B棟	S62.9	36	804	3	須恵
古開作第二団地　C棟	S62.9	36	400	3	須恵
古開作第二団地　D棟	S63.9	35	783	3	須恵
古開作第二団地　E棟	S63.9	35	819	3	須恵
古開作第二団地　F棟	H2.7	33	783	3	須恵
古開作第二団地　G棟	H2.7	33	819	3	須恵
古開作第二団地　H-1棟	H1.7	34	3,994	7	須恵
古開作第二団地　H-2棟	H4.6	31	4,077	7	須恵
古開作第二団地　I棟	H3.6	32	1,171	3	須恵
古開作第二団地　J棟	H2.7	33	1,171	3	須恵
古開作団地　A棟	S57.3	42	1,091	4	須恵
古開作団地　B棟	S58.3	41	1,613	4	須恵
古開作団地　C棟	S59.3	40	1,593	4	須恵
古開作団地　D棟	S60.3	39	1,593	4	須恵

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
古開作団地　Ｅ棟	S61.8	37	1,593	4	須恵
古開作第一団地	S34.3	65	324	1	須恵
港団地　Ａ棟	H12.12	23	895	4	須恵
港団地　Ｂ棟	H11.7	24	895	4	須恵
港団地　Ｃ棟	H9.7	26	905	4	須恵
港団地　Ｄ棟	H7.11	28	1,459	4	須恵
叶松団地　1棟	S45.12	53	138	1	須恵
叶松団地　2棟	S45.12	53	138	1	須恵
叶松団地　3棟	S45.12	53	138	1	須恵
叶松団地　4棟	S45.12	53	138	1	須恵
叶松団地　5棟	S45.12	53	138	1	須恵
叶松団地　6棟	S45.12	53	138	1	須恵
叶松団地　7棟	S45.12	53	138	1	須恵
叶松団地　8棟	S45.12	53	269	2	須恵
叶松団地　9棟	S44.12	54	138	1	須恵
叶松団地　10棟	S45.12	53	269	2	須恵
叶松団地　11棟	S44.12	54	138	1	須恵
叶松団地　12棟	S44.12	54	269	2	須恵
叶松団地　13棟	S44.12	54	138	1	須恵
叶松団地　14棟	S44.12	54	138	1	須恵
叶松団地　15棟	S44.12	54	138	1	須恵
叶松団地　16棟	S44.12	54	138	1	須恵
叶松団地　17棟	S44.12	54	138	1	須恵
叶松団地　18棟	S43.12	55	128	1	須恵
叶松団地　19棟	S43.12	55	128	1	須恵
叶松団地　20棟	S43.12	55	128	1	須恵
叶松団地　21棟	S43.12	55	128	1	須恵
叶松団地　22棟	S43.12	55	128	1	須恵
叶松団地　23棟	S43.12	55	128	1	須恵
叶松団地　24棟	S43.12	55	128	1	須恵
叶松団地　25棟	S43.12	55	149	1	須恵
叶松団地　26棟	S43.12	55	149	1	須恵
叶松団地　27棟	S43.12	55	149	1	須恵
叶松団地　28棟	S43.12	55	149	1	須恵
叶松団地　29棟	S45.12	53	229	1	須恵
叶松団地　30棟	S44.12	54	159	1	須恵
叶松団地　31棟	S45.12	53	159	1	須恵
叶松団地　32棟	S44.12	54	159	1	須恵
叶松団地　33棟	S45.12	53	159	1	須恵
叶松団地　34棟	S44.12	54	159	1	須恵
叶松団地　35棟	S45.12	53	159	1	須恵
叶松団地　36棟	S44.12	54	159	1	須恵
南中川第二団地	S33.3	66	595	1	小野田
南中川山手団地　Ａ棟	H5.5	30	422	3	小野田
南中川山手団地　Ｂ棟	H5.5	30	422	3	小野田
神帆団地　Ａ棟	H15.3	21	819	3	高泊
神帆団地　Ｂ棟	H12.4	23	819	3	高泊
神帆団地　Ｃ棟	H10.1	26	773	3	高泊
神帆団地　Ｄ棟	H16.8	19	1,511	4	高泊

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
平原団地　1棟	H21.7	14	171	1	高千帆
平原団地　2棟	H21.7	14	119	1	高千帆
平原団地　3棟	H19.9	16	119	1	高千帆
平原団地　4棟	H21.7	14	119	1	高千帆
平原団地　5棟	H21.7	14	158	2	高千帆
平原団地　6棟	H19.9	16	119	1	高千帆
平原団地　7棟	H19.9	16	119	1	高千帆
平原団地　8棟	H19.9	16	158	2	高千帆
平原団地　9棟	H19.9	16	158	2	高千帆
平原団地　10棟	H18.12	17	141	1	高千帆
平原団地　11棟	H18.12	17	158	2	高千帆
平原団地　12棟	H18.12	17	158	2	高千帆
平原団地　13棟	H18.8	17	158	2	高千帆
平原団地　14棟	H18.12	17	171	1	高千帆
平原団地　15棟	H18.3	18	171	1	高千帆
平原団地　16棟	H18.3	18	119	1	高千帆
平原団地　17棟	H18.3	18	171	1	高千帆
平原団地　18棟	H18.3	18	119	1	高千帆
平原団地　旧16棟	S42.12	56	198	1	高千帆
平原団地　旧17棟	S42.12	56	128	1	高千帆
平原団地　旧18棟	S42.12	56	128	1	高千帆
平原団地　19棟	S42.12	56	149	1	高千帆
平原団地　20棟	S42.12	56	149	1	高千帆
平原団地　21棟	S42.12	56	255	2	高千帆
平原団地　22棟	S42.12	56	255	2	高千帆
平原団地　23棟	S41.11	57	128	1	高千帆
平原団地　26棟	S41.11	57	128	1	高千帆
平原団地　27棟	S41.11	57	128	1	高千帆
平原団地　28棟	S41.11	57	128	1	高千帆
平原団地　29棟	S41.11	57	128	1	高千帆
平原団地　30棟	S41.11	57	149	1	高千帆
平原団地　31棟	S41.11	57	149	1	高千帆
平原団地　32棟	S41.11	57	149	1	高千帆
平原団地　33棟	S41.11	57	149	1	高千帆
有帆団地　1棟	S47.3	52	256	2	有帆
有帆団地　2棟	S47.3	52	256	2	有帆
有帆団地　3棟	S47.3	52	256	2	有帆
有帆団地　4棟	S47.3	52	256	2	有帆
有帆団地　5棟	S48.3	51	276	2	有帆
有帆団地　6棟	S48.3	51	276	2	有帆
有帆団地　7棟	S48.3	51	276	2	有帆
有帆団地　8棟	S48.3	51	276	2	有帆
有帆団地　9棟	S48.3	51	276	2	有帆
有帆団地　10棟	S48.3	51	276	2	有帆
有帆団地　11棟	S50.3	49	303	2	有帆
有帆団地　12棟	S50.3	49	303	2	有帆
有帆団地　13棟	S50.3	49	303	2	有帆
有帆団地　14棟	S50.3	49	303	2	有帆
有帆団地　15棟	S50.3	49	303	2	有帆

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
有帆団地　16棟	S50.3	49	303	2	有帆
有帆団地　17棟	S50.3	49	303	2	有帆
有帆団地　18棟	S50.12	48	303	2	有帆
有帆団地　19棟	S50.12	48	303	2	有帆
有帆団地　20棟	S50.12	48	303	2	有帆
有帆団地　Ａ棟	S49.2	50	1,206	4	有帆
有帆団地　Ｂ棟	S49.2	50	804	4	有帆
西善寺団地　1棟	S42.5	56	143	2	厚狭
西善寺団地　2棟	S42.5	56	143	2	厚狭
西善寺団地　3棟	S45.1	54	244	2	厚狭
西善寺団地　4棟	S45.1	54	244	2	厚狭
西善寺団地　5棟	S46.3	53	258	2	厚狭
成松団地　1棟	S62.8	36	827	2	厚狭
萩原団地　1棟	H17.10	18	903	3	出合
萩原団地　3棟	S36.4	63	87	1	出合
萩原団地　4棟	S42.1	57	129	1	出合
萩原団地　5棟	S42.1	57	129	1	出合
萩原団地　6棟	S51.4	47	316	2	出合
萩原団地　7棟	S51.4	47	211	2	出合
萩原団地　8棟	S51.4	47	316	2	出合
萩原団地　9棟	S51.4	47	316	2	出合
萩原団地　10棟	S53.4	46	339	2	出合
萩原団地　11棟	S53.4	46	339	2	出合
萩原団地　12棟	S53.4	46	325	2	出合
萩原団地　13棟	S53.4	46	325	2	出合
萩原団地　14棟	S55.1	44	312	2	出合
萩原団地　15棟	S55.1	44	312	2	出合
萩原団地　16棟	S55.1	44	296	2	出合
萩原団地　17棟	S55.1	44	296	2	出合
萩原団地　18棟	S55.1	44	296	2	出合
萩原団地　19棟	S58.1	41	260	2	出合
萩原団地　20棟	S58.1	41	195	2	出合
萩原団地　21棟	S58.1	41	187	2	出合
南萩原団地　1棟	H1.10	34	1,153	4	出合
南萩原団地　2棟	H3.8	32	1,102	4	出合
南萩原団地　3棟	H4.9	31	1,153	4	出合
石丸団地　1棟	S48.3	51	256	2	出合
石丸団地　2棟	S49.2	50	276	2	出合
石丸団地　3棟	S49.2	50	276	2	出合
石丸団地　4棟	S57.3	42	130	2	出合
石丸団地　5棟	S57.3	42	130	2	出合
石丸団地　6棟	S57.3	42	130	2	出合
石丸団地　7棟	S57.3	42	130	2	出合
石丸団地　8棟	S57.3	42	130	2	出合
厚陽団地　1棟	S47.3	52	260	2	厚陽
厚陽団地　2棟	S47.3	52	178	2	厚陽
厚陽団地　3棟	S48.3	51	276	2	厚陽
厚陽団地　4棟	S48.3	51	276	2	厚陽
厚陽団地　5棟	S49.3	50	276	2	厚陽

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
厚陽団地　6棟	S50.3	49	303	2	厚陽
厚陽団地　7棟	S50.3	49	303	2	厚陽
厚陽団地　8棟	S50.3	49	303	2	厚陽
大河内団地　1棟	S52.3	47	318	2	埴生
大河内団地　2棟	S52.3	47	318	2	埴生
大河内団地　3棟	S52.3	47	318	2	埴生
大河内団地　4棟	S52.3	47	318	2	埴生
大河内団地　5棟	S54.2	45	355	2	埴生
大河内団地　6棟	S54.2	45	355	2	埴生
大河内団地　7棟	S54.2	45	355	2	埴生
大河内団地　8棟	S54.2	45	355	2	埴生
大河内団地　9棟	S56.3	43	1,044	4	埴生
漁民アパート団地　1棟	S44.3	55	295	2	埴生
漁民アパート団地　2棟	S44.3	55	295	2	埴生
漁民アパート団地　3棟	S46.3	53	297	2	埴生
漁民アパート団地　4棟	S46.3	53	196	2	埴生
大喜園団地	S28.4	71	37	1	埴生
大喜園団地	S29.4	70	110	1	埴生
大喜園団地	S31.4	68	256	1	埴生
吉田地団地	S33.4	66	145	1	埴生
吉田地団地	S34.4	65	203	1	埴生
吉田地団地	S35.4	64	29	1	埴生
吉田地団地	S36.4	63	87	1	埴生
前場団地　1棟	S61.9	37	869	3	埴生
前場団地　2棟	H7.12	28	1,031	3	埴生
前場団地　3棟	H10.9	25	401	3	埴生

公営住宅法では、公営住宅の設置目的を「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること。」としています。

市営住宅の維持管理に係る費用は、基本的に入居者からの使用料により賄われていますが、将来的にすべての市営住宅を維持していくためには、大規模修繕や建替え等に多額の費用が必要です。

本市では、２３団地、１，４４３戸の市営住宅を管理しています。市営住宅の平均応募倍率は約２倍ですが、応募は新しい住宅に集中しており、昭和４０年代以前に建設された住宅への応募はほとんどなく、量的には充足傾向にあります。令和３年度の市営住宅入居割合は、１，４４３戸のうち約６割となっています。「山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替えや修繕等を計画的に実施し、建物の長寿命化に努めるとともに、将

来的な人口減少や社会情勢の変化を考慮し、将来の本市にとって必要な市営住宅の供給量を見極め、引き続き、廃止も含めた再編に取り組む必要があります。

（10）学校施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
本山小学校　普通管理特別教室棟	H13.3	23	2,386	2	本山
本山小学校　普通特別教室棟	S55.3	44	1,092	2	本山
本山小学校　屋内運動場	S54.1	45	643	1	本山
赤崎小学校　普通教室棟	H3.3	33	865	1	赤崎
赤崎小学校　普通教室棟	S44.3	55	904	2	赤崎
赤崎小学校　特別教室棟	S41.3	58	906	2	赤崎
赤崎小学校　管理特別教室棟	S48.9	50	727	2	赤崎
赤崎小学校　屋内運動場	S59.2	40	730	1	赤崎
須恵小学校　普通教室棟	S61.3	38	1,070	2	須恵
須恵小学校　普通教室棟	S56.3	43	618	2	須恵
須恵小学校　管理特別教室棟	S54.3	45	1,160	3	須恵
須恵小学校　普通教室棟	S53.3	46	1,754	3	須恵
須恵小学校　屋内運動場	S58.5	40	948	1	須恵
小野田小学校　管理普通特別教室棟	H1.7	34	2,412	2	小野田
小野田小学校　特別教室棟	H1.7	34	668	2	小野田
小野田小学校　普通教室棟	H2.2	34	1,180	2	小野田
小野田小学校　屋内運動場	S56.2	43	738	1	小野田
高泊小学校　管理特別教室棟	H12.2	24	1,652	2	高泊
高泊小学校　普通特別教室棟	S62.2	37	2,024	3	高泊
高泊小学校　屋内運動場	S58.2	41	684	1	高泊
高千帆小学校　管理特別教室棟	H16.3	20	1,892	2	高千帆
高千帆小学校　普通教室棟	H15.2	21	1,942	2	高千帆
高千帆小学校　普通教室棟	R5.2	1	1,536	2	高千帆
高千帆小学校　特別教室棟	S55.3	44	836	2	高千帆
高千帆小学校　普通特別教室棟	S51.3	48	456	2	高千帆
高千帆小学校　屋内運動場	S47.2	52	614	1	高千帆
有帆小学校　管理特別教室棟	H11.3	25	1,760	2	有帆
有帆小学校　普通特別教室棟	S63.2	36	1,189	3	有帆
有帆小学校　普通教室棟	S59.2	40	966	2	有帆
有帆小学校　屋内運動場	S57.3	42	684	1	有帆
厚狭小学校　普通教室棟	S46.7	52	1,445	2	厚狭
厚狭小学校　普通教室棟	S46.7	52	2,046	3	厚狭
厚狭小学校　管理特別教室棟	S46.7	52	1,456	2	厚狭
厚狭小学校　屋内運動場	S46.7	52	963	1	厚狭
厚陽小・中学校　管理普通特別教室棟	H24.3	12	2,712	2	厚陽
厚陽小・中学校　普通特別教室棟	S56.2	43	780	2	厚陽
厚陽小・中学校　特別教室棟	S32.2	67	375	1	厚陽
厚陽小・中学校　普通特別教室棟	S56.2	43	633	2	厚陽
厚陽小・中学校　屋内運動場（小学校）	S50.2	49	638	1	厚陽
厚陽小・中学校　屋内運動場（中学校）	S39.3	60	642	1	厚陽

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
出合小学校　管理棟	S62.3	37	733	2	出合
出合小学校　特別教室棟	S61.3	38	1,228	3	出合
出合小学校　普通教室棟	S41.3	58	785	2	出合
出合小学校　屋内運動場	S53.2	46	639	1	出合
埴生小学校　児童棟	R2.4	4	2,791	3	埴生
竜王中学校　管理特別教室棟	H5.8	30	2,514	2	赤崎
竜王中学校　普通教室棟	S60.2	39	1,536	3	赤崎
竜王中学校　管理特別教室棟	S63.3	36	503	1	赤崎
竜王中学校　屋内運動場	H9.3	27	2,192	2	赤崎
小野田中学校　特別教室棟	H10.3	26	1,413	3	小野田
小野田中学校　管理特別教室棟	S63.7	35	2,245	3	小野田
小野田中学校　普通教室棟	S50.3	49	1,891	3	小野田
小野田中学校　屋内運動場	H7.3	29	2,353	2	小野田
高千帆中学校　管理特別教室棟	H4.3	32	3,750	3	高千帆
高千帆中学校　普通特別教室棟	S57.2	42	731	3	高千帆
高千帆中学校　普通特別教室棟	S54.9	44	2,083	3	高千帆
高千帆中学校　管理特別教室棟	S52.3	47	894	2	高千帆
高千帆中学校　屋内運動場	H3.3	33	2,415	3	高千帆
厚狭中学校　特別教室棟	S48.3	51	1,593	2	厚狭
厚狭中学校　管理棟	S44.12	54	666	2	厚狭
厚狭中学校　普通教室棟	S44.3	55	1,817	3	厚狭
厚狭中学校　屋内運動場	S49.3	50	1,053	1	厚狭
埴生中学校　管理特別教室棟	S47.3	52	1,456	3	埴生
埴生中学校　普通特別教室棟	S46.2	53	1,393	3	埴生
埴生中学校　屋内運動場	H2.3	34	1,015	1	埴生
赤崎小学校・竜王中学校松原分校　普通管理特別教室棟	S48.3	51	961	2	赤崎
埴生幼稚園	S49.3	50	448	1	埴生
学校給食センター	H30.5	5	2,956	2	高泊

学校施設は、本市の公共施設延床面積の合計のうち３４．８％を占めています。市内にある昭和５６年以前の旧耐震基準により建てられた木造以外の学校施設について、耐震診断を行い、それを基にした耐震化工事を実施し、学校施設の耐震化率は１００％となりました。

小学校・中学校は、生徒が１日の大半を過ごす施設であり、災害発生時には避難所としての役割も持っています。児童生徒が安全・安心に暮らすことができるよう、計画的・予防的な維持保全を行い、施設の安全性を確保していく必要があります。令和３年３月に策定した「山陽小野田市学校施設整備計画」に基づき、計画的な修繕や設備の更新を行うなど長寿命化に努めます。

また、本市では、平成１９年１１月に「山陽小野田市立学校適正規模・適正配置基本方針」を定めており、その後平成２７年１月に文部科学省か

ら「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が出されています。今後も、教育面から適切な集団教育、団体行動の場としての学校機能が十分に発揮されるよう、一定の規模の維持に努めていく必要があります。

今後、児童生徒数の減少に伴い、空き教室の発生が予想される学校においては、空きスペースの有効活用の検討も必要です。また、地域づくりの観点からも地域交流センターや他の公共施設との複合化・共用化による施設の有効活用についても検討していきます。ただし、児童生徒の教育面への影響や学校運営に対する十分な配慮が必要であることは言うまでもなく、事細かに検討する必要があります。

幼稚園は、未就学児に対する教育及び保育を提供する施設です。本市の市立幼稚園は埴生幼稚園のみですが、築５０年の建物であり老朽化が見られるため、園児の安全確保のため、適切な維持管理を行うとともに、昨今の社会情勢等を踏まえ、施設の必要性やあり方についての検討が必要です。

学校給食センターは、平成３０年８月から供用開始され、市内の小学校及び中学校の学校給食用物資の調達、調理及び配送並びに食に関する指導を行っています。安全で安定した学校給食の提供を行えるよう、適切な維持管理に努めます。

（11）社会教育施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
歴史民俗資料館	S57.2	42	635	3	小野田
青年の家　研修棟	S51.9	47	1,047	2	埴生
青年の家　天文館	S41.2	58	549	1	埴生
青年の家　休憩所	S51.9	47	118	1	埴生
青年の家　体育館	S51.6	47	1,239	1	埴生
中央図書館	H6.12	29	3,498	3	小野田
厚狭図書館（厚狭地区複合施設　主棟）	H27.8	8	570	2	厚狭
中央図書館赤崎分館（赤崎地域交流センター併設）	S60.3	39	－	2	赤崎
中央図書館高千帆分館（高千帆地域交流センター併設）	S54.4	45	－	2	高千帆
津布田会館	H7.3	29	335	1	埴生

歴史民俗資料館は、本市及び周辺地域の歴史、文化財に関する資料の保存と活用を図り、郷土の歴史、文化財に対する市民の知識及び理解を深め

ることを目的として設置された施設です。文化財は、身近な郷土史の歴史・文化を現代に伝える貴重な財産です。市に収蔵している貴重な資料を適正に保存管理し、有効活用していくため、適切な維持管理による既存施設の長寿命化に加え、来館者にわかりやすい資料展示と快適な空間で見学していただけるよう館運営に努めます。

青年の家は、心身ともに健全に青少年を育成することを目的として設置された施設です。老朽化が進み、既に休止している機能もあることから、研修棟、天文館、休憩所、プールは解体する予定です。

体育館、グラウンド、テニスコートの運動施設については、スポーツ施設として維持管理、運営を行っており、今後は、スマイルエイジングパークとして糸根公園を含めた一体的な整備を進めていく方針です。

中央図書館及び厚狭図書館は、生涯学習を進める上での読書センター、情報センターとして重要な役割を担う施設です。蔵書数は、中央図書館が約２４万冊、厚狭図書館が約８万冊です。厚狭図書館は、厚狭地区複合施設として再編整備され、平成２８年２月に供用開始した比較的新しい施設です。いずれの施設も、適切な維持管理を行い、長寿命化に努めます。

津布田会館は、津布田地域住民の学習、休養及び集会の用に供し、また福祉の増進を図るために設置された施設です。地域の生涯学習の拠点であり、安全で快適な利用環境を提供するため、適切な維持管理に努めます。

（12）文化施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
きららガラス未来館	H16.6	19	522	1	本山
市民館　文化ホール	S48.11	50	2,772	3	小野田
文化会館（不二輸送機ホール）	H6.3	30	4,837	5	厚狭

きららガラス未来館は、窯業のまちとして発展してきた本市が、窯業を伝承しつつ新しい市の文化を創造・発信すべくガラスに注目し、市のガラスアートを生み出す文化の拠点として整備した施設です。平成２０年度以降指定管理者による管理運営が行われています。ガラスアート作品制作のための窯等特殊な設備があり、専門的な保守管理が必要です。平成１６年

の開館から２０年近く経過しており、今後は設備の更新など、計画的な維持保全を行い長寿命化に努めます。

市民館は、市民文化の向上を図り、市民体育の増進に資するとともに広く集会の場として利用することを目的として設置された施設です。平成３０年度に、耐震改修や電気設備の更新など大規模改修を行い、施設の長寿命化を図りました。現在の文化ホールの客席数は４４５席で、７４９席の文化会館大ホールとの差別化は図られているものの、市民が安心して位階的に利用できるよう、今後は計画的に設備の更新や修繕を行いながら長寿命化に努めます。

文化会館（不二輸送機ホール）は、市民の学術及び文化の向上並びに福祉の増進を図ることを目的として設置され、本市の「文化芸術の中核拠点」と位置付けられる施設です。平成６年の開館から３０年経過しており、躯体のほか各種設備や舞台関連装置の老朽化が進んでいます。今後の利用需要などを踏まえて、文化会館のあり方を整理し、改修の方法や範囲について具体的な検討が必要です。

なお、現在市の直営により行われている施設の管理運営について、指定管理者制度等、他の管理運営形態導入についても今後検討していきます。

（13）スポーツ施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
須恵コミュニティ体育館	S62.3	37	884	2	須恵
市民館　体育ホール	S45.11	53	2,652	2	小野田
市民体育館	S62.3	37	4,793	2	小野田
武道館（柔剣道場）	S58.3	41	1,213	2	小野田
武道館（弓道場）	S58.3	41	370	1	小野田
アーチェリー場	H7.3	29	110	1	小野田
野球場（バックスクリーン除く）	S39.2	60	909	2	小野田
市民プール	S49.7	49	291	1	小野田
市民プール　機械室	S49.7	49	67	1	小野田
サッカー交流公園（交流施設棟）	H18.7	17	333	1	小野田
サッカー交流公園（スポーツ交流施設）	H29.1	7	374	1	小野田

スポーツ施設は、市民の健康づくり、世代・地域の交流、青少年の健全育成等に貢献し、心身が健やかで活力のある社会を築くための施設として

重要な施設です。体育館のように多様な用途に使える汎用性の高い施設と、特定の競技目的に使われる専用施設とがあります。

本市のスポーツ施設は、令和３年度に県から移管を受けたサッカー交流公園（おのサンサッカーパーク）を除き、どの施設も建設からの経年による老朽化が見られます。

市民館体育ホールと市民体育館は隣接しており、機能の重複という面からの検討が必要です。ただし、市民館体育ホールは、市民文化祭展覧会及び健康フェスタ等、スポーツ以外の用途にも多く利用されているという利用実態について考慮する必要があります。

また、「運動をする場所」として考えると、上記一覧表に示す施設のほかに、本山コミュニティ体育館、赤崎公民館大講堂、高泊コミュニティ体育館、有帆コミュニティ体育館、厚狭地区複合施設コミュニティ体育館、労働会館大ホール、高千帆地域交流センター軽運動室、須恵健康公園コミュニティ体育館、青年の家体育館及び各小中学校の体育館と、市内には多くの施設があります。今後は、各施設の利用状況や市民ニーズの将来予測を判断しながら、施設の有効活用を図っていく必要があります。また、小中学校の体育施設の利用を促進し、市民が身近な地域でスポーツに親しめるよう、地域施設の活用を広げていくことも必要です。

スポーツ施設のうち１２の施設（市民体育館、武道館（柔剣道場及び弓道場）、アーチェリー場、市民プール、野球場、サッカー場、厚狭球場、下村テニスコート、岡石丸運動広場、高千帆運動広場、小野田運動広場及び赤崎運動広場）については、平成２１年度以降指定管理者による施設管理が行われています。築３５年を超える市民体育館については、利用環境向上のため、アリーナの空調設備を新設し、避難所としての環境整備も図ります。また、老朽化が進んでいる武道館（柔剣道場及び弓道場）については、適宜必要な補修を実施し、安全に使用できる環境を整えます。

サッカー交流公園の敷地内には、管理棟のほかクラブハウス機能を備えた交流施設があります。市民の交流施設としての利用のほか、本市をホームタウンとするＪリーグチーム「レノファ山口ＦＣ」の練習拠点としての

利用があることから、天然芝のメンテナンスなど専門的知識や維持管理ノウハウが必要なことから、令和５年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っています。

現在保有する様々な用途のスポーツ施設を今後も保有し続け、維持管理していくことは、将来的な人口減少を考慮すると難しくなることが予想されます。したがって、将来的には施設の集約化や、市の垣根を越えて近隣市との連携による広域的な施設整備・利用についても検討していく必要があります。また、スポーツ施設は民間でも提供可能な部分が少なくないため、民間施設による代替という点からも、将来の施設のあり方について検討していく必要があります。特に、老朽化が進む市民プールについては、学校プールとの集約化や広域的な利用、民間施設の活用など今後の在り方を検討する必要があります。

（14）コミュニティ施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
本山地域交流センター	S61.4	38	478	1	本山
本山コミュニティ体育館	H9.4	27	764	1	本山
本山地域交流センター（旧福祉会館棟）	H11.10	24	244	1	本山
赤崎地域交流センター	S60.3	39	1,112	2	赤崎
赤崎地域交流センター（増築部分）	H28.3	8	24	2	赤崎
赤崎地域交流センター　大講堂	S60.4	39	576	1	赤崎
赤崎地域交流センター（旧福祉会館棟）	H9.3	27	264	2	赤崎
須恵地域交流センター	S62.8	36	708	1	須恵
須恵地域交流センター（旧福祉会館棟）	H8.3	28	314	1	須恵
小野田地域交流センター（市民館併設）	S48.11	50	－	3	小野田
高泊地域交流センター	S59.3	40	352	1	高泊
高泊コミュニティ体育館	H7.4	29	754	1	高泊
高泊地域交流センター（旧福祉会館棟）	S59.3	40	193	1	高泊
高千帆地域交流センター	S54.4	45	1,190	2	高千帆
高千帆地域交流センター分館	S63.3	36	535	2	高千帆
有帆地域交流センター	S58.4	41	353	1	有帆
有帆コミュニティ体育館	H6.4	30	848	1	有帆
有帆地域交流センター（旧福祉会館棟）	S58.3	41	168	1	有帆
厚狭地域交流センター（厚狭地区複合施設　主棟）	H27.8	8	464	2	厚狭
厚狭地域交流センター（厚狭地区複合施設　体育館棟）	H27.8	8	842	1	厚狭
厚陽地域交流センター	S48.4	51	567	2	厚陽
出合地域交流センター	S55.4	44	688	2	出合
埴生地域交流センター	R2.2	4	949	1	埴生

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
川上会館	S53.4	46	164	1	厚狭
森広会館	S53.4	46	164	1	厚狭
鳥越福祉会館	S61.4	38	208	1	厚陽
福田記念館	S48.9	50	83	1	埴生
福田記念館（増築部分）	S53.12	45	76	1	埴生
市民活動センター（Aスクエア内）	R6.3	0	－	5	須恵

地域交流センターは、地域住民による主体的かつ多様な地域活動を促進するとともに、生涯学習の推進や地域福祉の増進に資するための地域の拠点施設として、令和４年４月に従来の公民館から機能転換を図りました。地域活動の支援はもとより、様々な地域課題解決のための活動拠点としての役割が期待されています。なお、小野田地域交流センターは、市民館と共用化しているため、施設一覧には文化施設の市民館として挙げています。

一方で、厚狭及び埴生地域交流センターを除いては、建築後３５年を経過している施設が多く、維持管理に要する費用の増加が懸念されます。利用者が安心・安全に使用できるよう計画的な維持補修を行いながら、長寿命化に努めます。

また、社会情勢の変化に伴い、地域によって利用需要の変化が予想され、特に老朽化が進んでいる施設については、建物の安全性や地域防災機能の有無、地域住民の意見等も考慮しながら、今後の対応を検討する必要があります。なお、検討に当たっては、将来的な見通し等を踏まえ、施設の複合化や共用化による機能の集約も視野に検討し、計画的に進めていく必要があります。

川上会館、森広会館、鳥越福祉会館及び福田記念館は、主に地元の集会施設として利用されています。いずれの施設も建設からの経年による老朽化が見られるため、地元と協議しながら適正管理に努めます。

市民活動センターは、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援又は促進するため、令和６年４月に設置した施設です。ＬＡＢＶプロジェクトにより整備された民間施設の中にあり、市が所有する建物ではないため、一覧表には延床面積を計上していません。

（15）公営競技施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
山陽小型自動車競走場　メインスタンド棟	S40.4	59	16,308	6	埴生
山陽小型自動車競走場　中央休憩所棟	S63.3	36	863	2	埴生
山陽小型自動車競走場　グリーンハウス棟	S59.10	39	282	1	埴生
山陽小型自動車競走場　ハイビジョンホール棟	H7.2	29	1,379	3	埴生
山陽小型自動車競走場　入場口案内所棟	H14.10	21	422	2	埴生
山陽小型自動車競走場　汚水処理場	H22.9	13	302	2	埴生
山陽小型自動車競走場　管理地区事務所棟	S49.10	49	893	2	埴生
山陽小型自動車競走場　選手宿舎棟	S49.10	49	1,998	2	埴生
山陽小型自動車競走場　競走車ロッカー棟	S49.10	49	2,339	1	埴生
山陽小型自動車競走場　選手立見席棟	S49.10	49	241	2	埴生
山陽小型自動車競走場　検査工場棟	S49.10	49	503	1	埴生

全国に５場あるオートレース場の１つです。施設は全体的に老朽化しており、特にメインスタンド棟は平成２６年度に耐震診断を行ったところ、強度不足の結果が出ています。今後は、安全を確保するために、適宜、補修を行いながら、社会情勢の変化やニーズ等に応じた有効的な施設改修を検討する必要があります。オートレース場は、平成１８年１月から包括的民間委託により民間事業者による管理運営が行われています。

（16）病院施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
山陽小野田市民病院	H26.8	9	17,362	9	高千帆

山陽小野田市民病院は平成２６年８月に完成し、同年１０月に供用開始した、地上９階、延床面積１７，３６２㎡の比較的新しい建物です。医療施設であり、突発的な事故など施設の不具合による被害の発生を防ぐ必要があるため、定期的な点検等に基づく計画的な予防保全を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

（17）道路

本市には、４３９路線、３２２，４６３ｍの市道が整備されています。市道は、幹線道路の交通渋滞を緩和するための役割を持っていますが、多くの路線で拡幅改良や老朽化対策が必要な状況となっています。

道路は、市民の日常生活を支える施設であるとともに、産業や観光のためにも重要な基盤となる施設です。したがって、今後も予防保全的な視点を踏まえ、重要度や健全度等を総合的に判断して優先順位を決め、国等が示す点検・工事の基準や技術に従って長寿命化に努めます。そして、修繕・更新の際には、国県の支援制度を最大限に活用しながら、施設の最適な維持管理に努めます。

一般的な公共施設（建物）とは異なり、道路は用途変更や多目的利用等、使用方法の変更や効率化が難しい施設です。したがって、技術面で工夫することにより、修繕・更新費用の低減に努める必要もあります。

（18）橋りょう

本市には、２３１橋、２，３８１ｍの橋りょうがあります。これらの多くが１９５５年から１９７３年までに建設されたものです。建設時と現在とを比べると、交通量の増加や車両の大型化が進んでおり、通常の経年劣化よりも橋りょうの傷みが激しくなっています。

このような状況の中、老朽化した橋りょうに対して、従来の「悪くなってから修繕を行う」という事後保全型の維持管理から、「橋りょうの傷みが小さいときから計画的に補修・補強する」という予防保全型の維持管理手法に切り替えていく必要が高くなり、平成２６年７月１日に施行された道路法施行規則でも、５年に１度の近接目視による点検を行うことが定められました。

本市では、令和５年３月に「山陽小野田市橋梁等長寿命化修繕計画」を定めており、これに基づいて橋りょうの長寿命化に取り組むことにより、耐用年数を１００年程度に延命化し、併せて大幅なコストの縮減と予算の平準化を図ることを計画しています。

橋りょうは、市民の日常生活を支える施設であるとともに、産業や観光のためにも重要な基盤となる施設です。したがって、今後予防保全的な視点に基づき、重要度や健全度等を総合的に判断して優先順位を決め、国等が示す点検・工事の基準や技術に従って長寿命化に努めます。そして、修

繕・更新の際には、国県の支援制度を最大限に活用しながら、施設の最適な維持管理に努めます。

（19）農道

農道は、農地の適正な維持管理や農業経営を、効果的かつ効率的に実施することを目的として整備された施設です。

本市が管理する農道は、１路線、５５０ｍであり、近年では地域住民の生活道としても利用されています。

今後は、農業従事者、地域住民の安全確保と農道施設の長寿命化を図るための管理計画の策定について検討していきます。

（20）林道

林道は、森林の適正な維持管理や林業経営を、効果的かつ効率的に実施することを目的として整備された施設です。

本市が管理する林道は、２４路線、２５，０６６ｍであり、近年では農山村地域の人々の生活道や、森林浴を楽しむためのアクセス道としても利用されています。

今後は、林業従事者、地域住民の安全確保と林道施設の長寿命化を図るための管理計画の策定について検討していきます。

（21）水道施設

水道施設は、日常生活における生活用水の確保や産業活動の維持発展のための基本的な施設として重要な役割を果たしています。本市には、事務庁舎としての水道局のほか、２箇所の浄水場、１５箇所の配水池、上水道に係る管の延長が約４３３ｋｍ、工業用水道に係る管の延長が１１．９ｋｍあります。

本市の水道事業は、小野田地区が昭和６年、山陽地区が昭和２７年の通水から約６０～９０年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。水道施設は、市民生活を支える重要なインフラです。施設の建設、維持管理、

改築及び更新等については、人口減少や少子高齢化の進展により一層厳しさを増すと予測される経営状況の将来予測をした上で、将来にわたって安全・安心な水を供給し、災害時にも安定的に給水できるように、長期的な視野に立って、計画的に老朽施設の機能回復と増強を図ります。

（22）下水道施設

施設名称	建築年月	築年数	延床面積	地上	校区
小野田水処理センター	S54.1	45	4,275	3	小野田
山陽水処理センター	H1.3	35	2,501	2	厚陽
高千帆汚水中継ポンプ場	H5.9	30	847	1	高千帆
竜王汚水中継ポンプ場	H7.3	29	711	2	須恵
厚狭汚水中継ポンプ場	H4.2	32	569	1	出合
若沖雨水排水ポンプ場	H2.2	34	992	2	小野田
仁保の上地区農業集落排水施設	H11.4	25	30	1	有帆
福田地区農業集落排水施設	H7.7	28	77	1	埴生

公共下水道施設は、汚水の処理による生活環境の改善と公共用水域の水質保全に資するとともに、雨水の排除による浸水被害の減災を図るための施設です。

農業集落排水施設は、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水等を処理する施設を整備することにより、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るための施設です。

下水道施設も農業集落排水施設も、汚水を処理する施設として、市民生活に必要不可欠な施設であり、継続的なサービスの提供に支障を来たさないように整備する必要があります。

本市には、汚水を処理する水処理センターが２施設、中継ポンプ場が３施設、雨水排水機場が１施設、農業集落排水施設が２施設あり、また、下水道管渠延長は２５４，４６９kmを管理しています。

下水道施設は、小野田地区で昭和５６年、山陽地区で平成元年に供用開始しており、経年した施設等の老朽化対策が必要となっています。このため、水処理センター等の施設については、ストックマネジメント計画を策定しており、計画的かつ費用の平準化を図り、効率的な老朽化対策を行っ

ています。あわせて、管渠についてもストックマネジメント計画に基づき、法定点検を適切に行うとともに、計画的に管渠の更生を行い、長寿命化を図る必要があります。

また、公共下水道事業については、市民生活に必要不可欠なものであることから、継続的なサービスの提供を行う必要がありますが、人口減少による使用料収入の減少や、施設更新費用の増大が予測されるため、使用料の適正化等による経営基盤の安定化や経費を削減するための経営努力をする必要があります。

（23）漁港施設

漁港は、漁業従事者の安全性向上、働きやすい就労環境の実現、安全に係船できる場所の確保及び操業時間の増加等を目的として整備された施設です。外郭施設（防波堤、水門、護岸等）、係留施設（岸壁、物揚場、桟橋、船揚場等）、輸送施設（道路等）等から構成され、本市には、４漁港（刈屋漁港、高泊漁港、梶漁港及び埴生漁港）があります。漁港施設の長寿命化を図るため、機能保全計画に基づき、適切な維持管理を行います。

（24）駐車場

市営駐車場として厚狭駅南口駐車場があります。新幹線厚狭駅の利用者のため、新幹線駅開業に併せて平成１１年３月に開業しました。引き続き、駐車場事業の安定経営を目指し、近隣駅の駐車料金設定や利用者ニーズの的確な把握により、駐車場の利用促進を図るとともに、利用者が安心して安全に利用できるよう適切な維持管理に努めます。

第１０章　まとめ

老朽化に伴い多額の費用が必要となる公共施設の更新問題は、全国の自治体が抱える共通課題です。厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。国においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」（令和元年６月２１日閣議決定）や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」（令和４年４月１日付け総財務第 43 号総務省自治財政局財務調査課長通知）等を踏まえ、公共施設等総合管理計画の見直しを進め、公共施設等の適正管理の取組を推進することが示されています。

このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠ですが、公共施設の再編という大きな問題に対しては、用途ごと、所管部署ごとに解決策を検討しても到底解決することはできません。公共施設マネジメント（※）の取組を進めるため、市が所有するすべての公共施設において、全庁的に将来世代の負担を軽減するという視点に立って、必要に応じて施設の修繕や更新に優先順位を付け、支出可能な投資的経費を適切に判断しながら、自治体が実施すべき多岐にわたる事業を圧迫することがないように、公共施設に係る経費の節減に努めつつ、必要な機能は最大限確保していくための公共施設再編に取り組みます。また、安全な利用が確保できないと判断した施設については、利用者の安全確保のために、施設の除却を進めていきます。

※公共施設マネジメントとは、自治体が所有するすべての公共施設を行政経営の視点から、総合的かつ統括的に企画・管理を行うとともに、利活用する仕組みのことをいいます。

第８章で検討した公共施設再編の取組について、それをまとめたイメージを図１０－①に示します。

図10－①　公共施設再編の取組イメージ図

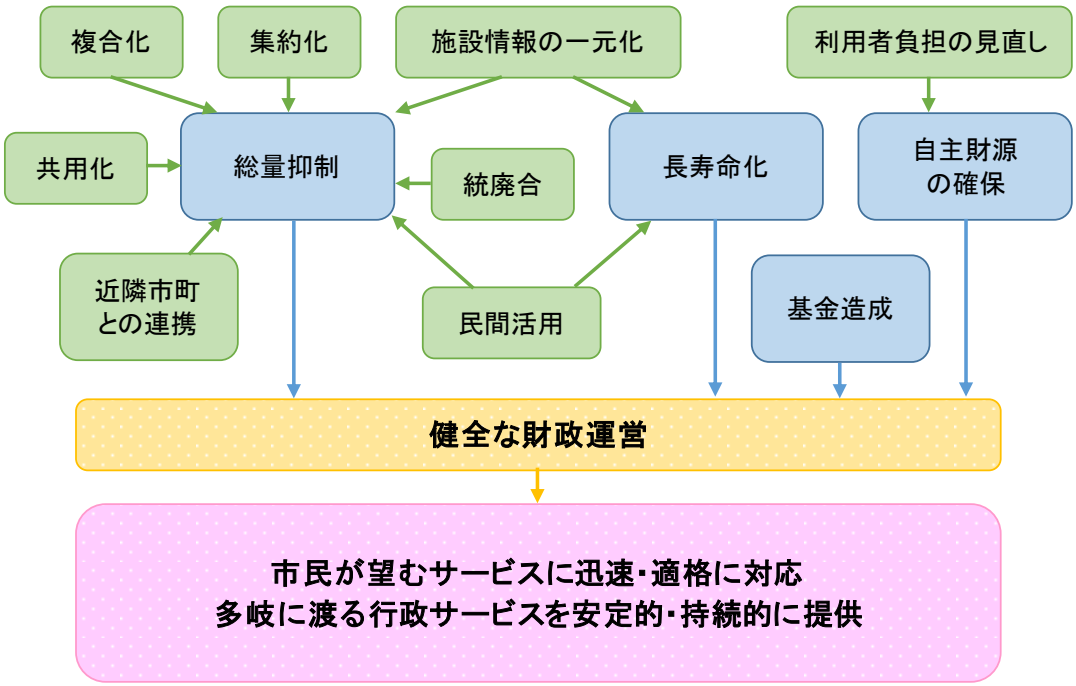

公共施設については、複合化や集約化等による総量抑制を図ることにより、修繕や更新費用を抑制することが可能ですが、道路、橋りょう、水道施設及び下水道施設等のインフラ施設については、一度敷設したものを廃止し、総量を削減していくことは現実的ではありません。したがって、これらのインフラ施設については、可能な限り長寿命化を図るとともに、計画的・効率的な修繕及び更新を行い、トータルコストの縮減に努めます。あわせて、本計画に記載のない施設についても、トータルコストの縮減を基本的な考え方として、適切な維持管理に取り組み、長寿命化の実現に努めます。